

環境社会配慮における人権配慮

平成17年3月

独立行政法人国際協力機構
国際協力総合研修所

総研

JR

04-53

環境社会配慮における人権配慮

川村 暁雄

神戸女学院大学文学部総合文化学科

平成17年3月

独立行政法人国際協力機構
国際協力総合研修所

本報告書は、平成16年度独立行政法人国際協力機構客員研究員に委嘱した研究成果をとりまとめたものです。本報告書に示されている様々な見解・提言などは必ずしも国際協力機構の統一的な公式見解ではありません。

なお、本報告書に記載されている内容は、国際協力機構の許可無く転載できません。

発行：独立行政法人国際協力機構 国際協力総合研修所 調査研究グループ

〒162-8433 東京都新宿区市谷本村町10-5

FAX：03-3269-2185

E-mail:iictae@jica.go.jp

目 次

要約

1. 人権概念の社会的役割と開発	1
1-1 人権概念の特徴	1
1-1-1 人権概念形成の過程とその社会的な機能	1
1-1-2 人権の国際社会における位置	3
1-2 人権概念と開発	5
1-2-1 人権とガバナンス・近代社会の制度的基盤としての市民的・政治的権利	5
1-2-2 人権の原則と開発	7
1-2-3 社会的に不利な立場に置かれた人々の状況を守るための基準	7
2. 開発協力における人権	9
2-1 経緯	9
2-2 狭義の人権プロジェクト・ガバナンス、人権、民主主義	10
2-3 セーフガードとしての人権規範	11
2-4 人権に基づくアプローチ	12
2-5 まとめ	13
3. 他の開発協力機関が行っている人権配慮の取り組み	14
3-1 国際機関	14
3-1-1 国連関連機関	14
3-1-2 UNDP	18
3-1-3 UNICEF	19
3-2 世界銀行	20
3-2-1 世界銀行における人権への言及	20
3-2-2 PRSPにおける人権への言及	21
3-2-3 セーフガード政策における人権への言及	21
3-2-4 資源採取型の企業と人権の関わり	22
3-3 欧州諸国	22
3-3-1 スウェーデン	22
3-3-2 英国	26
3-3-3 ノルウェー	27
3-4 まとめ	29

4. JICA 環境社会配慮ガイドラインに必要な人権配慮	30
4-1 JICA と他機関のアプローチの比較	30
4-2 ガイドラインにおける人権基準、原則への言及	31
4-2-1 考慮すべき人権の原則	31
4-2-2 ガイドラインにおける人権基準	33
4-3 事業実施の段階別の人権配慮	35
4-3-1 相手国・地域の一般状況の把握	35
4-3-2 要請検討・事前調査・TOR案・S/W作成段階	36
4-3-3 本格調査段階	38
4-3-4 ステークホルダー協議	38
4-3-5 JICAの意思決定	38
4-4 適切な配慮を行うための体制	38
4-4-1 事業全体における人権の原則の尊重の意義を明確化すること	39
4-4-2 「人権・ガバナンスに関わる国別状況報告書」の作成	39
4-4-3 JICA職員の能力強化	39
おわりに	40
参考資料1 人権に基づく開発協力へのアプローチ：国連機関の共通理解に向けて「国連改革の文脈における人権に基づくアプローチについての機関間ワークショップ」報告書付属文書1	41
参考資料2 UNDPプログラムスタッフのための人権に基づくアプローチ・チェックリスト	44
参考資料3 Sida・国別分析に人権・民主主義の視点を組み込むためのガイド（抄）	46
参考資料4 人権の原則、基準と関わるJICA環境社会配慮ガイドラインの項目	56
参考文献	59

要 約

人権は、現代の社会の中で極めて大きな役割を果たしている。人権は、近代的な社会のなかで一人一人の尊厳が尊重されるための基本的な要件を法的な形式（請求権）という形で示したものである。請求権という形式をとることにより、人権は国家と個人の関係や私人間（企業を含む）の関係の最低限の原則を規定する。こうした権利の中には、信教、良心の自由、表現の自由など個人の内心に関わるもの、結社の自由、選挙権、法の下での平等などのように「民主主義」や「法の支配」などの現代の国家の基本的な枠組みに関わるものなどさまざまなものが含まれる。20世紀後半からは、医療、居住、教育、マイノリティの保護などの分野で国家が果たす役割も人権実現上の義務と考えられるようになってきた。現在の国家の機能は、人権の実現という視点をめきには語れない。

しかし、開発協力の現場では必ずしも人権概念の役割や意義については十分な考察がされてきたわけではない。深刻な人権侵害を引き起こしている国への制裁や条件づけ、人権を促進するためのプロジェクトの実施などは比較的早くから論じられていたが¹、一般的な開発プロジェクトは人権との関わりを十分に考慮しないまま、主として経済的な視点から実施されてきた。しかし、開発プロジェクトがしばしば人権においても深刻な影響をもたらすこと²、開発プロジェクトの成否と市民的な自由との関係が明らかになってきたこと³、さらに経済開発が必ずしも貧困層の生活の改善に直結しない場合があることが明らかになり、開発プロセスにおける人権の役割も注目を集めるようになってくる。1990年代の冷戦の終了、国際的な人権条約の採択・批准の拡がり、この流れを後押ししている。

現在、人権と開発の関係は、さまざまな視点、場で論じられるようになってきている。開発協力を行う際の政府間の対話でも「良い統治」などとともに入権はしばしば議題に上る。さらに人権保障を直接の目的としたプロジェクトが行われる場合も増加している。90年代からは、開発のプロセス自体に入権の視点を組み込む「権利（人権）に基づく開発アプローチ（Right（Human Rights）Based Approach to Development）」という考えがいくつかの機関により採用されるようになってきた。

日本においては、このような議論はまだ十分には行われていない。その背景には、人権が現代の日本社会の基本的な制度的基盤となっているにも関わらず、その役割に対する理解が十分でないことがあげられよう。だが、ODA大綱（2003年策定）やODA中期政策（2005年策定）においては、個人の尊厳の保障に注目した「人間の安全保障」概念が中心におかれるようになってきている。「人権」は人間の尊厳の内容や、それを守るための制度枠組みを規定したものであるため、人間の安全保障概念とも深く関わる。JICAでも、2004年4月に策定されたJICAの環境社会配慮ガイドラインにおいて、プロジェクト実施における人権状況を考慮した適切な配慮と、プロジェクトの結果もたらされる社会影響の考察において人

¹ トマチェフスキー（1992）

² 1980年代の世界銀行のいくつかのプロジェクトは、人権問題をもたらすものとして社会問題となった。鷺見（1994）、Lawyers Committee for Human Rights and the Institute for Policy Research and Advocacy（1995）、Rich（1995）

³ Kaufman et. al.（1997）、World Bank（1997）

権に配慮することが求められるようになった。少なくとも大きな社会影響を与えるプロジェクトについては人権面の考慮を行う必要が生まれてきたのである。

本研究では、人権の概念についての基本的な整理を行った上で、人権と開発に関わる国際的な議論を検討、いくつかの国、国際機関における人権の取り組みを概観する。最後に、これらの経験を踏まえた上で、JICAの環境社会配慮において人権をどのように考慮すべきか具体的な提言をまとめたい。

本論の構成は、次の通りである。第1章では、人権概念の整理を行った上で、国際的な議論の潮流を踏まえて、人権と開発との関わりを整理する。第2章では、これまでの開発協力プロジェクトと人権の関連づけについて、類型化を行い整理する。第3章では、他機関の実施状況を明らかにしたい。最後に、第4章でこれらを踏まえてJICAの課題を特に環境社会配慮ガイドラインの実施上の留意事項を整理する。

1. 人権概念の社会的役割と開発

1-1 人権概念の特徴

1-1-1 人権概念形成の過程とその社会的な機能

人権は、自然法思想に基づき生み出された概念であり、その基盤は人間の尊厳が等しい価値を持つという信念にある。人権概念の特徴は、人間の尊厳の保障を社会的な義務と理解した上で、その保障のために法的形式を持つ規範を用いていることにある⁴。

この前提となっているのは、表1-1で示された一連の価値観および社会についての規範的な認識（社会はこうあるべきものという社会観）である。もっとも基本となるのは、人間の尊厳が等しく価値を持ち、自由（自己決定の尊重）と公正な扱いがその保持のために不可欠であり、その保障が社会的責務であるという価値観であろう。さらに、その実効性を確保するため、人間の尊厳を守るために必要な条件を権利（すなわち社会的に正当なものとして承認された請求権）として確認することにより、その保障を権力者の恩恵ではなく義務ととらえ、個人が正当に要求できるものとするという方法を採用している。このような請求権に実効性を与えるために、その内容は可能な限り制定法の中に組み込まれており、裁判所などの司法的措置を通じてその保障を求めることができるようにされている。

表1-1 人権の基盤となる価値観と社会観

人間の尊厳の保障についての基本的価値観	<ul style="list-style-type: none">・人間の尊厳は等しい価値を持ち、その保持のためには自由と公正が不可欠である。・人間の尊厳は社会的に守られるべきである。
人権に関わる社会・制度観	<ul style="list-style-type: none">・権力関係が存在する社会の中で個人の尊厳を守るためには、そのために必要な条件を「正当な請求権」として社会的に承認し、保障する必要がある。・保障のためには、司法制度などによる救済措置が重要な要素となる。・人権を守る責務を担うもの（duty bearer）は、人権を尊重（respect）、保護（protect）、伸長（promote）しなくてはならない。

出所：筆者作成。

人間の尊厳の等価性についての概念は、国連教育科学文化機関（ユネスコ）(United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization: UNESCO) の研究⁵でも明らかになっているように、さまざまな文化の中に普遍的に見いだすことができる。しかし、その保障を社会的な義務と理解し、その実現のために法的形式を持つ概念を用いるという人権の概念・制度枠組みが確立したのは、18世紀以降のヨーロッパにおいてであった。この枠組みは、権力行為を「法」により正当化する統治形式を前提としており、カリスマや身分に基

⁴ 人権概念については、Freeden (1991)、ヘンキン (1996)、阿部・今井 (1996)、樋口 (1996) (2004) などが参考になる。

⁵ ユネスコ (1970) 参照。

づき支配の正当化が行われてきた伝統的社会⁶においては実現が不可能であった。そういう意味では、人権は「法の支配」「民主主義」などとともに近代の落とし子である。

多様な権力関係の存在する社会の中で、「権利」概念とその実現を担保する諸制度を用いて不利な立場におかれた人びとの尊厳を保障するという手法には、一定の有効性があった。こうした手法（人権の枠組み）が確立された社会においては、さまざまな原則や規範が人間の尊厳を守るために不可欠の条件、すなわち「人権」の一部であるとして主張され、それらは社会的な議論を経て承認されてきた。ここ最近の日本においても児童虐待や家庭内暴力などに関わる法整備が進展しており、これらにより女性や子どもの権利が確立しつつある。

人権の保障のための国際協力を活動目標の一つとする国際連合（以下、国連）が設置された後は、人権の内容についての議論は国際的にもなされるようになっており、後述するように多様な人権規範が国際的に確認されてきた。人間の尊厳を守るために必要と考えられる条件は非常に多様で、その内容を各国内および国際的な議論を通じて社会的・法的に承認する過程はいまなお進行中であり、人権の構成要素は現在も増加している。尊厳死や同性愛者の結婚の権利などにみられるように、個々の人権規範の中には現在もなお盛んな議論が行われており、社会的な正統性の確立の過程が進行中のものもある⁷。

こうした個別規範の集合体としての人権は、国際人権法の分野では「人権カタログ」と呼ばれている。「人権カタログ」という呼び名は、「人権」が単一の規範があるのではなく、人間の尊厳の保障のために、さまざまな経緯で確認されてきた多様な規範の集合体であることをよく示す。こうした規範には法的拘束力を持つものや「ガイドライン」として示されているもの、宣言などにより理念のみが示されているものなどその形式は多様である。

なお、人権の基盤となっている社会のあり方についての規範的認識も、開発プロセスにおいては重要な意味を持つ。このような認識は、政府の役割や開発事業の実施主体と住民・市民との関係のあり方に関わるからである。後述するように、「人権に基づく開発アプローチ」においては具体的権利の集合体である「人権基準（human rights standards）」と「人権の原則（human rights principles）」を区別して考えることが多いが、ここでいう「人権基準」はおおむね人権カタログにより定義されている具体的な権利群、「人権の原則」は、参加・包含、非差別・平等、説明責任・法の支配など「人権に関わる社会観」と関連するものである。

人権基準は、その性格によって手続き的権利と実体的権利と区別されることがある。さらに、どのような社会生活の分野に関わるかにより、経済的・文化的・社会的権利（社会権）と市民的・政治的権利（自由権）に区別される（表1-2参照）。社会権については、政府が漸進的に達成することが求められる「目標」として理解される内容も多いが、「非差別の原則」や適正手続きの原則など、即時の実施が求められるものもある。

⁶ ウェーバー（1970）参照。

⁷ 人権は「個人の請求権」という形式をとるため、「利己主義」と関連づけられて批判されることが多いが、上記の表でも示されているように人権概念の前提は、社会全体が協力して一人一人の尊厳を守らなくてはならないという考え方であり、なんらかの連帯意識の存在が前提されていることに留意する必要がある。

表1 - 2 人権の種類

	手続き的権利	実体的権利
社会権	社会的・文化的政策において差別を受けない権利など、 適正な手続き、意思決定への参加など	教育、医療、労働、少数者の 文化享受など
自由権	法の下での平等、適正手続きなど	移動の自由、良心の自由など

出所：筆者作成。

1 - 1 - 2 人権の国際社会における位置

20世紀半ばまで、人権の保障はあくまでも内政の問題と考えられ、国際社会で問題にされることは奴隷制などの特殊な問題を除けばありえなかった。法の支配に基づいた統治が行われる近代国家である限り、内政に触れることなく対等の存在として認め、国際秩序に組み込むのが近代の国際関係の原則であった。

しかし、合法的に少数者の迫害を行ったナチス・ドイツの事例は、そうした認識の変更を迫る。国家の統治形態だけではなく、その内実が国際秩序の維持にとっても無視できないと考えられるようになってきたのである⁸。こうした認識を反映し、第二次世界大戦後に設立された国連は、「人種、性、言語又は宗教による差別なくすべての者のために人権および基本的自由を尊重するように助長奨励することについて、国際協力を達成すること」を目的の一つとした（国連憲章1条）。

戦後の世界においては冷戦や南北対立にも関わらず、人権についての国際的な基準作りが進められ、それらの批准国数も増加している（図1・1）。とりわけイデオロギー的対立の減じた冷戦後は、民主主義や人権に関し国連で議論を行うことはさらに容易になった。1997年の国連改革計画では、人権を国連のあらゆる活動の中に主流化することが決められている⁹。

次章でも述べるが、人権は冷戦下において他国を批判するための道具として用いられていた。しかし、現在は人権保障を全人類の責務として位置付けることにより、自国あるいは国際社会全体の国際協力の義務を説明するという方法がとられる場合もある。そもそも、人権は「人間の尊厳は社会的に守られるべきである」という信念に基づいており、その実現は社会の責務ということになる。当初は、「国家」がもっぱらその実現を行う主体と理解されていたが、現在では国際社会全体の責務も強調されるようになってきた。国連憲章において、国連の目標として人権促進が掲げられたことにもこの考え方がある程度示され、社会権規約2条においてもはっきり確認されている¹⁰。1986年に採択された発展の権利宣言は、発展のための国際協力をより明確に呼びかけた¹¹。2000年に採択された国連ミレニア

⁸ 国際人権規約の前文では、「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳および平等のかつ奪い得ない権利を認めることが世界における自由、正義および平和の基礎をなす」という理解が示されている。

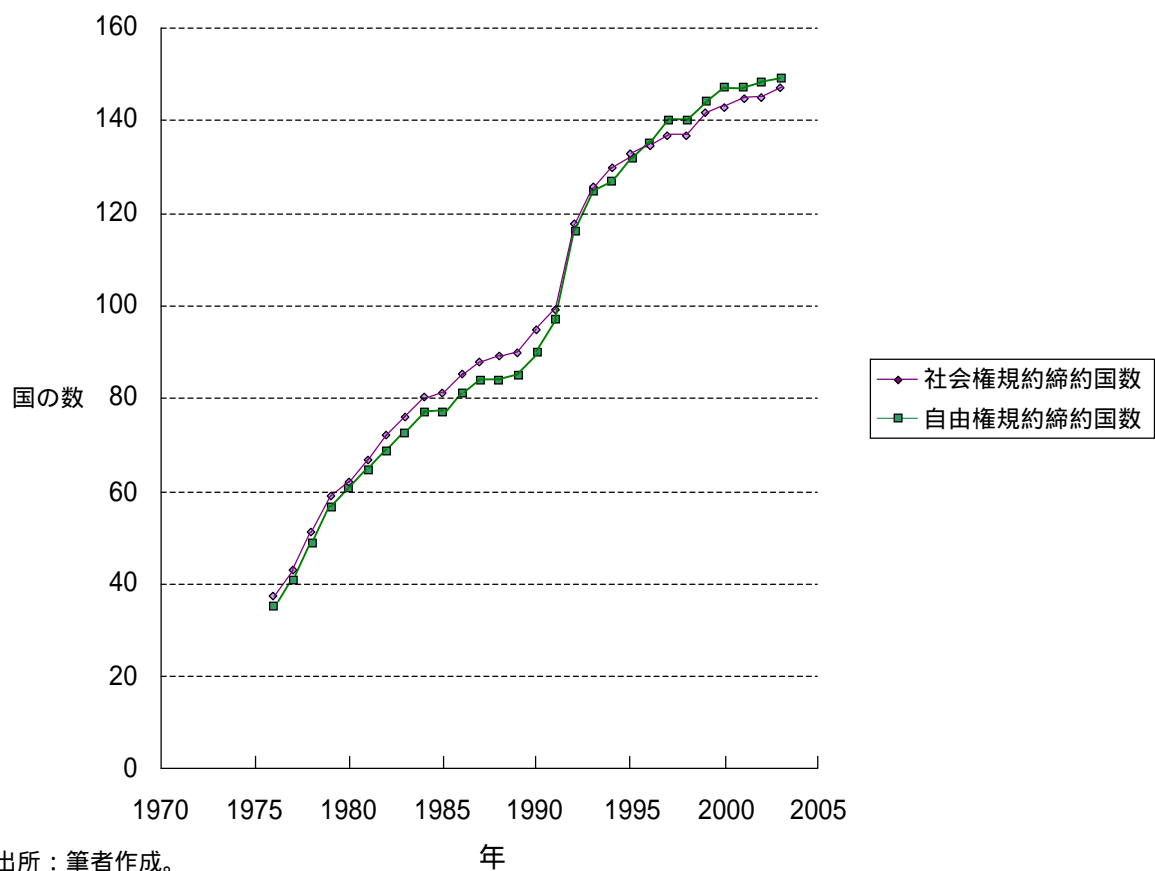
⁹ United Nations (1997)

¹⁰ 自由権規約、社会権規約ともに、締約国は「自国における利用可能な手段を最大限に用いることにより、個々に又は国際的な援助および協力、特に、経済上および技術上の援助および協力を通じて、行動をとることを約束する」としている。

¹¹ Declaration on the Right to Development (Adopted by General Assembly resolution 41/128 of 4 December 1986)、特に3,4条。なお、「発展の権利宣言」は新国際経済秩序を求める途上国の要求の中で生み出されたという側面もあり、当初は東西対立・南北対立の象徴として政治的な議論のテーマとされていた。だが、最近ではむしろ「発展に参加する権利(1条)」や「権利実現のための国際協力(3,4条)」を確認した文書として、国連における人権の主流化や人権に基づく開発アプローチと関連づけられ、国連改革の構想の中でも言及されるようになってきている。最近の「発展の権利」の国際関係における位置や、人権アプローチとの関連については、Dias (2003)、Franciscans International (2003) および(勝間 2004) 参照。

ム宣言においても、「人間の尊厳、平等、公平を守る集団的責任」が強調されており、「人権、民主主義、良い統治」の実現も課題の一つとして位置付けられた。後に述べるように、スウェーデンでは、開発援助政策の基本に「貧困の解決は国際的な共通の責任」という考え方を採用し、その実現の指標として国際的な人権基準をおいている。これは、人権基準の実現を先進国・途上国の共通の責任として考え、自らの行動を正すとともに、途上国政府にも責任を求めるという姿勢につながっている¹²。後述する国連児童基金（ユニセフ）（United Nations Children's Fund: UNICEF）の「人権アプローチ」も、子ども権利条約の実施を人類共通の責務として位置付ける視点から生まれている。現在、人権は国際社会の共通規範として実質的な地位を獲得しつつあるといってもよい。

図 1 - 1 社会権規約と自由権規約の批准数の増加



出所：筆者作成。

¹² ノルウェーとスウェーデンは、自国と途上国の人権の実現のための行動計画を一つの文書にまとめているが、これは「人権の実現という共通の目的の実現のために、共に努力する」という考え方に基づいている。Government of Sweden (2002)、Norwegian Government (1999) 参照。

表1-3 主要人権条約の批准状況

条約名	採択	発効	締約国
経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約 (社会権規約)	1966.12.16	1976.1.3	149
市民的および政治的権利に関する国際規約(自由権規約)	1966.12.16	1976.3.23	152
市民的および政治的権利に関する国際規約の選択議定書	1966.12.16	1976.3.23	104
市民的および政治的権利に関する国際規約の第2選択議定書(死刑廃止)	1989.12.15	1991.7.11	50
あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約	1965.12.21	1969.1.4	169
女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	1979.12.18	1981.9.3	177
女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書	1999.10.6	2000.12.22	60
拷問およびその他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約	1984.12.10	1987.6.26	136
子どもの権利に関する条約	1989.11.20	1990.9.2	192
武力紛争への子どもの関与に関する子どもの権利条約の選択議定書	2000.5.25	2002.2.12	72
子どもの売買、子ども買売春および子どもポルノグラフィーに関する子どもの権利条約の選択議定書	2000.5.25	2002.1.18	73
全ての移住労働者およびその家族の権利保護に関する条約	1990.12.18	2003.7.1	27

出所：Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights (2004)

1-2 人権概念と開発

これまで述べてきたように、人権とは、権力関係が存在する社会の中で個人の尊厳を法的形式を持つ概念・制度により守ることを目的とし、個人（あるいは特定の集団）の尊厳を守るための条件を整理したものである。人権基準やそれらの前提となっている人権の原則が社会の中でどのように扱われているかは、社会の「健全さ」にも深く関わる。具体的には、次の側面に注目する必要があるだろう。

1-2-1 人権とガバナンス・近代社会の制度的基盤としての市民的・政治的権利

人権の保障・促進について主たる責務を担うものは国家であり、人権は近代国家の形成過程で、国家のもっとも基本的な責務として要求されてきたものである。人権の原則や人権基準は、民主主義や法の支配の概念とともに、権限や権力を集中しがちな国家が個人の尊厳を損なわないことを保障するために形成されてきたという歴史的経緯がある。このため、人権基準の中でも、とりわけ市民的・政治的権利や手続き的な権利の中には民主主義や法の支配と関わり、国家などの健全な機能を保障するための人権基準も数多く含まれている。こうした人権基準が実現されているかどうかは、国家の政策策定能力やプロジェクト実施能力とも関わりうる。

民主主義は、公共的な意思決定に市民の意思を反映することを目的とした理念と制度、手続きからなる。人権基準の中には、こうした手続きを保障する基準（参政権など）やそ

の内実を保障する基準（結社の自由、思想、信条の自由など）がある。

法の支配は、民主的に決定された政策が権力者により恣意的に運用されないよう、権力行使の基盤を客観的に規制するべきであるという理念にもとづいて作られた制度、手続きからなる。民主的な決定を実施する上での公正さの担保、問題が生じた場合の被害者の救済の実現には、法の支配が不可欠である。人権基準の中には、法の支配のための具体的な条件を規定したものも少なくない（法の下での平等、司法の独立など）。

人間の尊厳の平等性についての信念は、民主主義や法の支配を基礎づけている概念でもある。ただ、民主主義や法の支配だけでは人間の尊厳を保障することは困難である。とりわけ、多数者や社会的に優勢な勢力の意思が民主的な手続きを通じて、少数者の「合法的な抑圧」を生み出す可能性もある。ナチスドイツによるユダヤ人などの合法的な迫害は、典型的な事例である。こうした状況を生まないよう、人権基準には民主的な手続きによっても人間の尊厳が冒されないよう保障する役割もある。少数者保護に関する基準や最低限の生活を保障することを義務づけた人権基準などがこれにあたるだろう。

これらの民主主義や法の支配の健全な機能に関わる人権基準（表1-4参照）は、憲法の中で規定されることも多い。これは、ときどきの政治的な情勢や多数派の利益に基づいて人間の尊厳を損なう法律が作られないよう担保するためである。

現在、国家が健全に機能するために必要な条件として「民主主義」「法の支配」「ガバナンス」などが論じられるようになっており、人権も同じ文脈で国際協力の一分野として扱われることが少なくない（2章参照）。現在、日本政府が策定中の政府開発援助中期政策においても、制度・政策支援の一環として「人権の保障、法による統治、民主化の促進に資する支援」が明示されている。

表1-4 近代社会の制度的基盤としての人権

	概要	関連する人権基準および原則	人権が保障されない場合に社会の発展に与える悪影響
民主主義	市民の意見を社会に反映、共通規範の参加による形成	【原則】責務の担い手の説明責任、参加・包含 【基準】参政権、言論の自由、思想信条の自由、報道の自由、集会・結社の自由、少数者保護、教育	国家や社会によるマイノリティの弾圧・差別・貧困化、民主主義の形骸化、社会的な信頼の欠如、不適切な開発目標の設定
法の支配	権力の行使の客観化	【原則】法の支配・説明責任 【基準】法の下での平等、公正な裁判を受ける権利	権力の乱用、政府への不信

出所：筆者作成。

人権のこうした機能は、国家機能全体の健全さに関わるだけではない。個別のプロジェクトの成否にも深く関わる。国家や権力者に対して異なる意見を表明することが身体の危険や不利な状況につながるという不安を住民が感じている場合は、政府のプロジェクトにより否定的な影響を受ける場合にも意見表明が困難となる。自由な議論ができなかったり、結社の自由が存在しない場合は、政府の提案を多様な視点から検討した上で意見をまとめることが困難になり、意味ある参加を生み出さないだろう。このような可能性がある場合は、プロジェクトの実施についてはとりわけ慎重な対応が必要となろう。開発プロジェクト

トと「市民的自由」についての世界銀行（以下、世銀）の研究によれば、民主的な選挙制度と開発プロジェクトの成否との連関ははっきりしないが、「市民的自由」との連関は明らかとしている¹³。

1 - 2 - 2 人権の原則と開発

国家の制度と関連して扱われる人権は、手続き的権利や市民的・政治的権利に関わる具体的な人権基準であることが多い。だが、次第により広い「人権の原則」自体の尊重と開発との関係が注目されるようになってきている。これをもっともよく示しているのが、いくつかの機関が採用している「権利（人権）に基づく開発へのアプローチ」であろう（個別の機関の事例については2章で詳述）。

すでに述べたように、人権概念の基本には、社会の中に権力関係が存在しているという認識がある。社会的に承認された「請求権」を個人に与えるという手法を人権概念が前提としているのは、弱い立場におかれた人に、抑圧をもたらしかねない社会的な権力関係に抵抗する力を与える（エンパワーする）必要があるからである。社会の中に権力関係があるということは、社会学、政治学などでは当然とされていることであるが、開発援助の現場では、その意味は必ずしも十分に認識されていたわけではなかった。その理由としては、開発関係者の中に「遅れたものを指導する」というエリート主義が存在していたこと、権力関係への関心は開発に携わる者の自らの社会的役割を批判的に見ることを要求すること、とりわけ国際協力の現場では国家などの権限を有するものが主たるパートナーとなることが多いため、権力の批判につながる視点が避けられたことなどがある。

だが、貧困を力の剥奪の結果としてとらえる見方が受け入れられるにつれ、権力関係に注目する必要性が開発協力の場で認識されつつある。住民主体の開発協力、エンパワメントなどの概念が注目されているのも同じ文脈で理解できよう。権力関係を認識・分析し、その中で人間の尊厳が損なわれることを防ぐためには、具体的な人権基準を活用するだけでなく、その前提となっている考え方や視点（＝人権の原則）も重要となる。こうした原則として、開発協力に関わる国連機関は「非差別の原則と平等、参加と包含、説明責任と法の支配」を挙げており、こうした原則に基づき「責務の担い手」「権利の保持者」を特定、責務の実現や権利要求の能力の強化する必要性を分析することを提案している（2章にて詳述）¹⁴。また、英国国際開発省（Department for International Development: DFID）は、参加、包含、義務履行という三つの原則を中心に人権に基づくアプローチを整理している。

1 - 2 - 3 社会的に不利な立場に置かれた人々の状況を守るための基準

人権の中でも、社会の中で不利な立場におかれた人びとの尊厳を守るために合意されてきた人権には、啓発的な意義も強く持つ。国家が少数者を抑圧してはならないという規範（法の下での平等、信教の自由など）は、人権基準の中でも早い段階から確立されたものだが、最近では「積極的な措置により差別から保護する」ことも国家の義務として認識される

¹³ Kaufman et. al. (1997)

¹⁴ UNDP (2003) 参照。

ようになっている。人種差別撤廃条約、子どもの権利条約、女性差別撤廃条約などにおいてこうした権利に関わる人権基準が成文化されている他、先住民族の権利についても活発な議論が行われている。

こうした人権基準はいわゆる「社会通念」や「伝統的な概念」に基づけば無視されがちな面に焦点を当てる。女性の権利や子どもの権利、先住民族の権利など多数派もしくは社会の中で主流となっている人びとに排除されがちな人びとの尊厳の確保は、多数決による形式的な民主主義では困難である。多数者の代表となる政府への協力を行うことは、少数者の抑圧を強化し人間の尊厳を損なう可能性もある。そのような結果をもたらさないためにも、国際協力の中に人権基準を十分に反映する必要があるだろう。

2 . 開発協力における人権

2 - 1 経緯

1・2で論じたように、人権概念と開発協力にはさまざまな理論的・実務的な接点がありえるが、現実にその関連について包括的な議論がされるようになってきたのは、比較的最近のことである。いくら人権が国際的な基準として確立されつつあるといっても、国際社会の構成原理には国家主権の尊重や内政不干涉の原則もあり、国家と国内の市民との関係に関わる「人権」を他国もしくは国際社会がとりあげることに政治的な困難が伴うからである。だが、国内の人権状況が貧困に深く関わる以上、その問題を無視することは開発援助の本来の目的にも影響する。さらに、人権状況は国内・国際的な紛争にも関わるなど、国際社会にとっても大きな問題となりうる。こうした認識が深まる中で、さまざまなレベルで人権と開発協力は関連づけられるようになってきた。

冷戦下においては、こうした関連づけはしばしば、制裁や援助に対する条件づけという形をとった。「人権状況」が劣悪な国に対する援助を制限する「消極的条件づけ(ネガティブ・コンディショナリティ)」や、人権状況を改善する措置をとることを条件とする「積極的条件づけ(ポジティブ・コンディショナリティ)」がある¹⁵。1970年代に米国議会の主導の下で進められた人権外交は一つの例である¹⁶。米国のように二国間の条件付けによって人権の確立を求めるという手法は有効な場合もあるが、国益追求と切り離せないため、しばしば「選択的」「二重基準」などの批判がされてきた¹⁷。

狭い意味での人権伸長プログラムを実施するという手法もとられてきた。国連人権高等弁務官事務所(Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights: OHCHR)は、「技術支援プログラム」の一環として、人権法の整備などのプログラムを進めてきている。欧米においても、人権やガバナンス支援のプログラムがさまざまな援助機関により進められており、日本政府が2005年に策定した中期政策においてもこの形態の協力について言及されている。

1980年代に入ってから、世銀などの国際金融機関において環境問題や社会問題を起こさないように努力するためのセーフガード政策の作成が進められてきたが、その内容にも人権と関わる部分は多い。「設立協定」において経済的問題についてのみ判断することが求められている開発金融機関が人権に直接言及することは困難ではあるが、セーフガード政策には、実質的には「適正な手続き」「居住の権利」「先住民族・マイノリティの文化的権利」などの人権基準に関わる部分や、参加、説明責任などの人権の原則に関わる部分も少なくない。

1990年代に入って冷戦が終了してからは、人権をより積極的に開発援助の基本的な枠組

¹⁵ トマチェフスキー(1992)、Arts(2000)他参照。

¹⁶ 有賀(1992)参照。

¹⁷ 外交を通じて南米の民主化や深刻な政治的人権侵害の減少をもたらしたカーター大統領が1993年の世界人権会議で講演を行おうとしたときに、中米の NGO からブーイングが浴びせかけられたのは、こうした問題をよく示した。

みに組み入れるべきだとする提案が行われるようになる。その背景には、冷戦が終了し人権が政治的に扱われるおそれが減少したこと、人権概念に対する抵抗が無くなってきたこと、アマルティア・センの議論に見られるように、貧困を機会剥奪の結果としてとらえる考え方が開発関係者の中で受け入れられてきたことなどがある。直接的なきっかけとしては1993年に開催された国連世界人権会議の結果採択されたウィーン宣言および行動計画により、政府レベルでの人権についての受容が深まったということ、市民的、政治的権利のみをとらえて異なる政治体制の国を批判するのではなく、経済的・社会的・文化的権利も含めた権利総体の実現をどのように図るのかという問題意識が受け入れられるようになってきたことなどもあるだろう。

開発を人権の視点から見直す方法は、「権利(もしくは人権)に基づく開発アプローチ」¹⁸と呼ばれ、開発援助機関やNGOにより1990年代後半に採用されるようになってきた。また、UNICEFが子どもの権利条約の意義を認識し、活動の軸とするようになってきたことも大きな意味を持った。1997年の国連の「人権主流化」の決定も後押しをしている。国連開発計画(United Nations Development Programme: UNDP)も2000年の人間開発報告書で「人権と人間開発」を、2004年は「文化の自由」をテーマとし、人間開発の考え方と人権との関わりについて検討している。

人権と開発援助の関連づけの方法には、前述のように二国間・多国間の外交的な働きかけを通じて相手国政府の政策に影響を与えるポジティブ/ネガティブ・リンキングという形をとるものと、具体的な事業支援の中で人権を実現する開発協力プロジェクトを通じたものがある。開発協力の事業形成の過程(国別援助計画や開発援助計画立案)の中で外交的な交渉・協議も行われるため、この二つの過程の区別は実際には困難であろう。だが、本報告書は、開発協力プロジェクトと人権との関わりに関心を絞り、その中でどのような形で人権に基づく概念や規範が活用されているのかを中心に検討したい。以下、狭義の人権プロジェクト、セーフガード政策、人権に基づくアプローチの類型に区別し、それぞれの中で人権基準・原則がどのような位置付けで使われているのかを概観する。

2 - 2 狭義の人権プロジェクト・ガバナンス、人権、民主主義

人権と開発の関係について早くから行われていたのが、狭い意味での人権保障制度の強化に努めるプロジェクトへの支援である。こうした支援は、法整備支援(憲法、刑法、刑事訴訟法、差別禁止法などの作成支援)、政策支援(司法制度など)、人権委員会への支援、法曹関係者や法執行者の教育・研修、人権についての調査研究やNGOへの支援など様々な形態をとる。同分野においては、OHCHRが戦後まもなく「技術協力活動」という枠組みで支援を開始しており、1980年代には特別基金を設置し、活動を本格化させた¹⁹。冷戦後は、PKOなど国連の平和構築活動の一部に人権保障のための活動や支援が組み込まれるようになってきた。欧州委員会(European Commission: EC)も「人権と民主主義のための欧

¹⁸ 一般的にはRights Based Approach to Developmentもしくは、Human Rights Based Approach to Developmentがよく使われる表現である。なお、スウェーデンはA Democracy and Human Rights-Based Approach to Development Cooperationという表現を用いている。

¹⁹ United Nations Centre for Human Rights (1988)

州イニシアチブ」の名のもとにこの分野における支援を積極的に行っている²⁰。こうした活動が「人権に基づくアプローチ」の構成要素（責務の担い手の義務履行能力強化や、権利保持者の請求権強化）として位置付けられている場合もあるが、米国など人権アプローチを採用していない国々も積極的にこうした取り組みを行っている²¹。

この分野においては、NGOや独立人権機関の活動も無視できない。例えばオーストラリア人権委員会は、国内人権機関アジア太平洋フォーラムの事務局を務め、域内の他の政府が設置した独立人権機関間の交流を促進している。

2 - 3 セーフガードとしての人権規範

必ずしも人権状況の改善を直接の目標としていないプロジェクトや経済活動においても、それが人権の原則に適った形で実施されたり、事業の結果が人権侵害につながらないように影響評価を行い、否定的な影響の回避に努める必要がある。だが、この分野における議論は現在も進行中である。

開発を目的としたプロジェクトが、立ち退きや環境破壊などを通じて生活破壊をもたらすという問題は、ながらく地域の住民団体や国際的なNGOにより取りあげられてきた²²。NGOの働きかけの結果、1980年代後半から世銀などの国際金融機関では環境や社会影響に関するガイドラインとその遵守手続き（セーフガード政策）を作成、その逸脱を防ぐ仕組みを作り出してきた²³。後述するように、開発金融機関の性格上、セーフガード政策の中で人権が明示的に言及されることは少ないが、参加、説明責任など人権の原則をプロジェクトに反映させることにはつながっている。環境影響評価や社会影響評価をステークホルダーの参加を保障しつつ実施するということ自体、参加、説明責任、包含などの人権の原則を事業に反映するという意味を持つからである²⁴。

紛争状態の国やガバナンスに問題のある国への開発協力や多国籍企業の活動が人権面で引き起こす問題も注目を集めている。世銀は、こうした問題を避けるための留意点について、ホームページで注意を喚起している（詳しくは後述）。経済協力開発機構（Organization for Economic Cooperation and Development: OECD）援助委員会も、1997年に「紛争、平和、開発協力に関するガイドライン」を策定した。このガイドラインでは、法の支配などとともに人権尊重が暴力的解決策の回避の鍵となるという認識を示している。紛争時の人道支援の分野においては、人道的支援に関わるNGOの共同プロジェクトにより、人権の原則にのっとった形で緊急支援を実施するためのガイドラインが作成された²⁵。

なお、次節で述べる「人権に基づくアプローチ」を採用している国々でも、プロジェクトにおける人権面での悪影響を回避するための制度整備は必ずしも進んでいない。スタッ

²⁰ EU, About the EIDHR (Website) (As available at http://europa.eu.int/comm/europeaid/projects/eidhr/eidhr_en.htm on 26 April 2004)。

²¹ 例えば、USAIDの民主主義とガバナンス・センターでは、民主化、法の支配、人権などの分野での支援のためのハンドブックを作成しており、参考になる。Center for Democracy and Governance (1998) 参照。

²² 鷲見 (1994)、Lawyers Committee for Human Rights (1995)、Rich (1995) など参照。

²³ Fox et. al. (1998)

²⁴ 国際環境影響評価学会が作成した「社会影響評価の原則」においては、社会影響評価の核となる価値観として、人権の普遍性に言及している。IAEA (2002) 参照。

²⁵ Sphere Project (2004)

研修などにより、人権の視点がプロジェクトの初期段階から反映されるという考え方が採られているようだが²⁶、実態は明らかではない。

こうした試みとして興味深いのは、国際人権基準に照らして事業の影響を評価するための手引きとして人権アセスメントハンドブック(3章で詳述)を作成したノルウェー開発協力庁(Norwegian Agency for Development Cooperation: NORAD)の試みである。しかし、これは必ずしも体系的に活用されているわけではなく、その有効性については議論もある。

2 - 4 人権に基づくアプローチ

人権に基づく開発アプローチ(human rights-based approachもしくはrights-based approach、以下「人権アプローチ」と略)とは、1990年代に入ってから議論され始めた概念である²⁷。これは、開発過程自体を人権の実現ととらえ、人権基準や人権の原則を適用しながら状況の分析、目標の設定、手続き、評価などを行おうというものである。3章で詳しく述べるが、こうしたアプローチを採用しつつある機関としては、UNICEF、UNDP、英国、北欧諸国、NGOなどがある。

それぞれが人権アプローチを採用した背景は異なるが、いくつか共通点を見いだすことが出来よう。第一は、貧困が権力関係や排除と深く関わっているという認識である。スウェーデン国際開発庁(Swedish International Development Cooperation Agency: Sida)は、政策文書『貧困への視点』の中で「貧困の本質は、物質的資源の欠如だけでなく権力と選択の欠如」であるとする²⁸。DFIDも戦略文書『貧困層のための人権』で貧困解決のためのエンパワメントの重要性を強調している。

第二は、国際約束としての人権の評価である。UNICEFは、子どもの権利条約および女性差別撤廃条約を指導原則とすると明示し、活動の基盤を各国政府の条約遵守義務に置こうとしている。また、人権はミレニアム開発目標(Millennium Development Goals: MDGs)においても言及されており、国際的に合意された開発目標の中にも組み入れられてきた。国際社会で共通に確認されている人権文書に言及することにより、協力対象国との対話において権力に関わる問題を取りあげやすくなる。

第三は、社会権規約委員会を中心に、経済的、社会的、文化的権利についての議論が進み、食料、住居、保健医療などの分野における国家の義務の性質が詳細に論じられるようになってきたこと、多様な人権条約の採択の結果、少数者、女性、子どもなどの社会的に弱い立場に置かれた人びとの保護などの課題が人権として位置付けられるようになったことが挙げられる。これらにより開発協力と関連の深い分野が人権の分野と見なされるようになってきた。

UNICEFなどの文献に基づくならば、人権アプローチによる開発協力は、概ね次のような流れをとることになる。まず、人権基準に基づく状況の分析が行われる。この分析では、どのような人権の実現がその国の切迫した課題かを明らかにする。その後、援助機関の比較優位などを考慮し、具体的なプロジェクトを選択する。プロジェクトにおいては、人権

²⁶ NORAD、DFIDにおける担当者からの聞き取りより。

²⁷ Human Rights Council of Australia (1995)、Uvin (2004) など参照。

²⁸ Sida (2002) p.5 参照。

実現のための責務の担い手と権利の所持者の確認、責務の担い手、権利の所持者の課題の特定、それらの義務履行能力、権利要求能力を高めるためのプログラムを実施・支援することになる。人権アプローチにおいては、実施中のモニタリング、評価の過程全てを通じて、人権の原則（参加・包含、説明責任・法の支配、非差別）の適用が強調される。参加や説明責任は単なる事業を円滑に行うための手続きというよりも、援助の目的として理解され、援助の結果が特定集団の排除につながらないことも重視される。

1990年代の後半から本格的に採用され始めた人権アプローチだが、どの機関においても試行段階にある。現状では、一部の例外をのぞき、援助機関の活動全体に人権アプローチが徹底されているというよりも、人権アプローチを採用しやすい分野において積極的に取り組まれている傾向がみられる。UNICEFのように、全てのプログラムスタッフが人権スタッフであると位置付けている機関もあるが、これもそもそも活動対象が「子ども」という政治的な権利が限定されている存在であるため、政府が受け入れやすいということもあるだろう。

2-5 まとめ

狭義の人権プログラムは、法の支配やガバナンスなどの特定の分野において権利の所持者の権利要求能力や、義務履行能力を高めるものだが、人権アプローチによる協力は教育、医療や農村開発などより広範な援助分野を対象とする。人権アプローチの視点から見ると、狭義の人権プログラムは人権アプローチによる開発協力の一構成要素として位置付けられる。セーフガードとして人権を用いるという方法は、プロジェクトの影響評価やモニタリングの部分に限り人権アプローチを採用するという理解になる。

現状では、人権アプローチは保健医療、教育などの分野や女性、子どもなどの対象を中心に採用が進んでいる傾向があり、インフラ整備プロジェクトなどへの人権アプローチの適用は、どの機関でも体系的に考察されていない。こうした経済や社会全体に多様な影響を与えるプロジェクトの人権面でのインパクトを分析、評価するためには、多様な対象・分野における人権アプローチに基づく分析が必要となる。3章で述べるように、個別の分野や国を対象とした人権アプローチに基づく分析は、現在進行中であり、そのような知見の集約とともに、適用はより容易になるものと考えられる。

3 . 他の開発協力機関が行っている人権配慮の取り組み

3 - 1 国際機関

3 - 1 - 1 国連関連機関

(1) 国連の基準設定・調査活動

国連本体では、憲章に基づき経済社会理事会の下に設置された国連人権委員会、同委員会の人権小委員会、女性の地位委員会、これらの機関により設置された課題別作業部会、特別報告者、国別報告者などが人権についての調査を行っている。こうした機関の報告書には、経済的・社会的権利の達成状況など開発に直接関わるものも少なくない。さらに司法の独立やガバナンスに関するものもある。こうした報告書は、国連が作成しているものであり、それなりの権威を持つが、必ずしも最新の情報が掲載されているとは限らない。また、開発との関わりが明示されているわけではないので、こうした情報から開発業務に有用な情報を選び出すためには、ある程度の経験が必要となるだろう。

主要な人権条約の履行状況を検証するために設置された条約委員会も国別の人権状況や、人権基準の性格を把握する上で大きな役割を果たす。条約委員会では、各国の人権状況について定期的に審議するほか、条文の解釈を一般的意見などという形でまとめている（4章表4・1参照）²⁹。食料、居住、強制立ち退き、水への権利など開発協力事業と関わりの深い権利についての条文解釈もなされている。

(2) 国連人権高等弁務官事務所

国連人権委員会、同小委員会、条約委員会、課題別・国別特別報告者・作業部会の事務局を努め、これらの活動を支える中心的な役割を果たしているのがジュネーブに設置された国連人権高等弁務官事務所（OHCHR、旧国連人権センター）である。OHCHRは、人権状況の把握だけでなく、その促進のための協力事業にも従事している。この活動が始まったのは1950年代で「人権分野における技術サービス」という枠組みで法整備支援や司法制度支援、人権教育・研修事業が行われてきた。人権プログラムの先駆けといってもよいだろう。とりわけ、1980年代に同サービスのための「自発的基金」が設置されてから、その活動は本格化した。

これまでは、OHCHRの関わる業務は、法整備、司法制度、法執行関係者の研修など、人権法の整備・実施に関わる分野に限られていた。だが、後述するように UNDPと共同で「人権強化についてのグローバルプロジェクト（Global Programme on Human Rights Strengthening: HURIST）」を実施するなど、国連における人権の主流化の中で開発に関わる業務にも関与しつつある。また、2002年には、『貧困削減政策に関する人権アプローチ：ガイドライン案』という文書を作成し、人権を用いた貧困分析の手法を提案するなど、人権アプローチへの貢献も開始している³⁰。

²⁹ 阿部・今井（1996）

³⁰ Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights（2002）参照。

同ガイドライン案においては、人権アプローチにおける重要な要素として、貧困層の特定、国内・国際的な人権の枠組み、平等と非差別の原則、人権の漸次的実現・指標、参加・エンパワメントを挙げ、それぞれについて人権の視点からどのような留意点が存在するのかを解説している。さらに、十分な食料への権利、健康への権利、教育への権利、生計の手段への権利、十分な居住への権利、個人の安全保障の権利、辱めを受けない権利、裁判への権利、政治的権利と自由という貧困に関わる9の主要な権利について国際基準との関連を示した上で、その意義を論じ、国際的な支援、協力を受ける権利についても言及している。

同ガイドラインは、「人権の原則」を事業計画策定・実施に幅広く適用する UNICEFなどのアプローチと異なり、条約で定義された人権基準に焦点を絞りながら開発協力との関連について概観したものである。人権アプローチとしては限られた内容ではあるが、国際的な人権基準を理解する上では参考になる。

(3) 国連における人権の主流化・「共通理解」と CCA-UNDAFプロセス

1997年に事務総長により発表された国連改革計画により、人権活動を国連の他の四つの中核活動、すなわち平和・安全保障、経済・社会、開発協力、人道支援に人権を統合していく方針が示され、その後人権は国連の開発関連の活動においてもより大きな位置を与えられることになってきた。そのための一つのツールとしても位置付けられているのが、共通国別分析 (Common Country Assessment : CCA) と国連開発援助枠組み (United Nations Development Assistance Framework : UNDAF) である。CCAとは、1997年の国連改革計画に基づき開始された活動で、各国に関わる複数の国連機関 (UNDP、UNFPA、UNICEF、WFP など) が共同で国別の発展課題を分析したものである。UNDAFはCCAに基づき各国連機関の比較優位を明らかにし、各国の目標と関連づけながらそれぞれの機関の事業方針を明らかにする。UNDAFは、ECの国別戦略文書 (Country Strategy Paper : CSP) や世銀の国別援助戦略 (Country Assistance Strategy : CAS) に相当するものとされている。2000年のミレニアム開発宣言採択後、2002年に策定されたCCA-UNDAF統合ガイドラインでは、CCAはMDGsを達成するためのツールとして位置付けられ、MDGsやさまざまな国連会議で設定された目標との関連を明らかにすることが期待されている³¹。

国連における人権の主流化についてもCCA-UNDAFは中心的な役割を期待されている。CCA-UNDAF作成ガイドラインによれば、人権の実現を開発の目標として設定すると同時に、人権に基づく開発アプローチにのっとった分析が行われるべきとされている。この際、以下の点を考慮した指標を用いて分析がされることが求められている。

人権の視点から開発にアプローチするためには、これまで通常用いられてきた社会・経済指標だけでは不十分なデータが必要となり、このためには、次のような原則に基づいた指標の選択・編纂が必要となる。

- (a) 何を測定すべきか決定づけている国際的に合意された人権規範・基準
- (b) 市民的、文化的、経済的、政治的および社会的権利を反映する包括的な人権の枠組み

³¹ United Nations (2000)

(c) 既存の指標に次のことを特定することによって「権利の要素」を反映したもの。
 ①達成状況を測るための明示的な基準とベンチマーク、②達成に対して責任を負う個別の主体・機関、③責任を負わなくてはならない権利の保持者、④権利実現 (delivery)、アカウントビリティ、救済のための機構

(d) ガバナンスに関わる諸機関に対する人々（社会的に弱い立場におかれた人々、周辺化された人々を含む）の信頼のレベルなどの主観的な要素。

全ての関連する指標は、適切な範囲において、可能なかぎり人種、肌の色、性別、言語、宗教、出身国、民族的・社会的出自、資産、障害、子ども、世帯主などの属性により分類すべき³²。

ガイドラインは、これまでの国連会議・宣言などで示された国際的な開発目標に関連する指標も整理しているが、そこでも、表3-1に示すように人権に関連する項目が示されている。

表3-1 国連会議で示された目標における人権関連の項目

会議で示された目標	達成目標	指標
民主主義と参加		
民主的諸機関・制度と参加の強化	自由で公正な選挙と民主的な政府（世界人権会議）	<ul style="list-style-type: none"> 自由で公正な選挙の定期的な開催 活動している独立したNGO、市民社会組織の数 独立した放送・活字報道媒体
司法の運営（administration of justice）		
公正な司法	国際的な基準に適った実効的な法制度枠組み、法執行、起訴、法曹、公正な裁判（世界人権会議）	<ul style="list-style-type: none"> 司法の独立の法的担保 公正な裁判の手続き的担保 全国における刑事犯・貧困層への無料の法的扶助の提供
救済枠組みの改善	国際基準にのっとった法的救済の存在（世界人権会議）	<ul style="list-style-type: none"> 国家機関・公務員に対して法的救済を求める権利の法的な承認
自由と安全		
自由と安全	安全に影響を与えるような重大人権侵害（拷問、残虐、非人道的な扱い、簡易・恣意的処刑、失踪、奴隷）の廃絶	<ul style="list-style-type: none"> 超法規的処刑の報告数

出所：United Nations（2002）pp. 37-38.

（4）国連機関の「共通理解」とCCA-UNDAF改善の提言

各国におけるCCA-UNDAF作成の過程では、国連の専門機関の間で「人権に基づくアプローチ」についての理解が異なるということが明らかになった。このため2003年には、各機関の共通理解を促進するための「国連改革の文脈における人権に基づくアプローチにつ

³² United Nations（2002）p. 30 参照。

いての機関間ワークショップ」が開催され、「共通理解についての声明（以下、「共通理解」と略）」が作成されている³³（参考資料1）。「共通理解」はUNICEFの子ども白書で言及されるなど、国連機関の共通の原則としての地位を確立しつつある。

「共通理解」は次の三つの柱から構成される。

- (i) 開発協力、政策・技術支援のための全てのプログラムは、世界人権宣言および他の国際人権文書に示された人権の実現を推進しなくてはならない。
- (ii) 世界人権宣言および他の国際人権文書に含まれる人権基準と、これらに由来する人権の原則が、全ての開発協力と、全ての分野における計画立案、計画立案の全ての段階を方向づける。
- (iii) 責務の担い手の義務履行能力、および、権利保持者の権利請求能力の発展に開発協力は貢献する。

この「共通理解」では、まず開発協力・支援の目的を人権の達成と規定する。第二に、条約などで規定された個別具体的な権利を示す人権基準と人権の原則を区別し、その両者を開発の過程に反映することを確認している。人権の原則について、「共通理解」は次の6項目を含むものとしている。

- (i) 普遍性と非剥奪性 (inalienability)
- (ii) 不可分性
- (iii) 相互依存・関連
- (iv) 非差別の原則と平等
- (v) 参加と包含
- (vi) 説明責任と法の支配

初めの三点は1948年採択の世界人権宣言や1993年の世界人権会議で採択されたウィーン宣言でも確認されている原則で、人権の基本的な性格と、市民的・政治的権利、経済的・社会的・文化的権利に区別されがちな個別の権利の相互関係を改めて確認したものである。(iv)の非差別・平等の原則は、人種、肌の色、性別、民族、年齢、言語、宗教等々によって差別されてはならないとするものである。開発プロセスにおいて、特定の集団に不当な不利益を与えることは、この原則に反することになる。 (v)の参加と包含は、市民的・政治的権利が想定している原則であり、1986年に国連総会が採択した「発展の権利宣言」の中でも言及されているもので、全ての人の人権と自由が実現されるような社会を作り出すために、全ての人に参加する権利があるとするものである。これも開発プロセスのあり方に深く関わる原則である。(vi)の説明責任と法の支配は、第1章で説明した通り、人権概念の基盤となっている社会的前提に関わる原則である。人権が権利として請求することを認められているものである以上、責務の担い手は請求者に対して自らの決定の妥当性を説明する必要がある。このように「共通理解」は、国際法により確認された人権基準だけではなく、関連する人権の原則を明示することにより、「人権の視点」を開発協力プロセスに反映する意味をはっきり示している。

「共通理解」の第三項目は、責務の担い手と権利保持者の能力強化の必要性に言及したものである。「責務の担い手」「権利の保持者」のエンパワメントという視点を中心にお

³³ UNDP (2003)

くことにより、開発が権力者による恩恵の供与ではないという見方が確認される。さらに、開発が責務の担い手の義務履行能力だけでなく、権利の保持者の権利請求能力に関わっていることが確認されている。

この三点を反映した人権に基づくアプローチは、計画策定の段階で通常の「優れた計画策定」の要素に加えて次のような要素を必要とするという。

- (i) 権利の保持者の人権に関わる請求権および対応する責務の担い手の義務の特定、それらが実現されていない直接的な要因、背景、および構造的要因の分析・評価。
- (ii) 事業において権利の保持者の権利請求能力、責務の担い手の責務実現能力について評価する。
- (iii) 事業において人権基準・原則に方向づけられたプロセスと成果の進捗状況の把握と評価を行う。
- (iv) 事業において国際的な人権機関・機構の提言を踏まえる。

「共通理解」を作成した機関間ワークショップには、比較的初期から人権に基づくプログラムを採用していたUNICEFなども参加しており、それらの経験が反映されている。

なお、同ワークショップでは、CCA-UNDAFの改善のための提言も行っており、人権に関わる要素を中核要素とすること、CCA-UNDAFの品質管理のためのチェックリストの改定を行い、人権に関わる要素を反映するべきであることなどを指摘している。

3-1-2 UNDP（国連開発計画）

UNDPは、民主的ガバナンスに関する基金を設けて人権プロジェクトへの支援を行う他、人権の主流化にも取り組んでいる。1998年に作成された「人権の持続可能な発展への統合についての政策文書」³⁴では、①ガバナンスのための諸制度への支援、②開発プログラムへの人権アプローチの導入、③国連会議のフォローアップや人権政策についての対話への参加という三つの分野において人権の主流化を図るとしている。

人権アプローチの導入については、OHCHRと協定を結び「人権強化についてのグローバルプロジェクト（HURIST）」を共同で実施中である。このプロジェクトでは、次の5項目の事業が行われている。

- (i) 国内人権行動計画の策定支援
- (ii) 貧困削減、教育、水、医療、女性のリプロダクティブヘルス関連のプログラムに人権アプローチを導入
- (iii) 人権条約批准の促進
- (iv) 人権についてのグローバルな対話の促進
- (v) UNVの派遣などによる国別事務所の人権アプローチ導入についての能力強化

中心となるのは、(i)の「国内人権行動計画策定支援」と(ii)のUNDPの事業への人権の視点の導入である。後者と関連して、国別事務所の活動に人権の視点を導入するためのガイドライン案が2003年に作成され、それに基づき5ヵ国（ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボリビア、ベナン、フィリピン）において試験的な評価が行われている³⁵。この過程で、プログラムを人権アプローチに基づき評価するためのチェックリストや、人権アプローチに関

³⁴ <http://magnet.undp.org/Docs/policy5.html> 参照。

³⁵ Hijab (2003)

するQ&Aが作成された。チェックリストでは、人権に関わる国の全体的な状況、脆弱な立場にある人々の状況、ステークホルダーの権利請求・実現の能力、プログラムの過程、プログラムの成果を検証することとなっている。(参考資料2)

3-1-3 UNICEF

UNICEFは、国連機関の中でも早くから開発協力の中に積極的に人権の視点を組み込んできた。1996年の理事会は、子どもの権利条約と女性差別撤廃条約を活動の指導原則とするというミッション・ステートメントを採択している。1998年には、その実施のためのガイドライン³⁶を採択、その後全職員を対象とする研修プログラムにもとりかかった。

UNICEFは、子どもの権利条約で規定されている人権基準の理解を深めるため、『子ども権利条約の実施のためのハンドブック』³⁷を作成しており、子どもの権利委員会³⁸が各国の条約遵守状況の検討を行う際にも情報提供を行っている。

UNICEFでは、人権の視点を組み込みながら事業計画を立案・実施・評価することを、「人権に基づく事業計画アプローチ (Human Rights-based Approach to Programming : HRBAP)」と呼んでいる。HRBAPは、各国におかれたUNICEFの現地事務所の事業実施指針となっている³⁹。2002年の調査によれば、165の事務所の上級職員が人権に基づく計画立案のアプローチの内容を把握していることが示されている⁴⁰。

HRBAPにおいては、人権の一般的な原則である普遍性、不可分性、説明責任、参加に加えて、子どもの権利条約などの規定する基本原則を事業に反映することが求められている。この基本原則としては、(i)非差別の原則、(ii)子どもの最善の利益、(iii)生命、生存、発展への権利、(iv)意見の尊重の四つが挙げられている。

「非差別の原則」とは、子どもが人種、肌の色、性別、カースト、言語、意見、出身、障害などに関わらず自らの可能性を発展させる権利を等しく持つという人権の基本的な原則である。「子どもの最善の利益」とは、子どもに関わる判断を行うときに、子どもの最善の利益を考察しなくてはならないというものであり、子ども権利条約で明示された。この原則は、子どもを中心においた意思決定を保障し、異なる権利の対立があるときの調停原則として機能し、締約国の法や政策を評価するときの基準となるとする。「生命、生存、発展への権利」は、子どもへの基本的なサービス提供を保障する考え方である。「意見の尊重の原則」は、子どもに影響を与える決定について、子どもの年齢・能力に応じた形で子どもの意見を反映しなくてはならないという原則であり、やはり子どもの権利条約で確認された。

こうした原則と子ども権利条約の内容は、事業計画の全ての段階(状況評価・問題分析、達成目標の設定、優先順位・戦略・行動の定義、実施、モニタリングと評価など)において適用されなくてはならないとされている⁴¹。

状況評価・問題分析においては、上述の原則に基づき、子どもたちの権利享受状況、そ

³⁶ Executive Directive 1998-004, Guidelines for Human Rights-based Programming Approach.

³⁷ UNICEF (2002)

³⁸ 子ども権利条約に基づき設置された条約機関。

³⁹ UNICEFの人権アプローチについては、勝間(2005)に詳しい。

⁴⁰ Moser (2003)

⁴¹ Rozga (2001)、p. 5

の課題についての原因分析、役割・義務についての分析、問題解決のための資源についての分析が行われる。この分析過程をなるべく広範な参加を得て行うことにより、人権の実現についてそれぞれが有する義務と、問題解決のための優先課題を関係者で共有することが目指される⁴²。

こうした状況分析を踏まえて、事業計画の目的と達成目標の設定が行われる。HRBAPにおいては、エンパワメントが明示的な目標とされなくてはならない。さらに協力事業の目的には、国・地方自治体、地域社会、家族が子どもたちの権利を実現する責任を果たせるようになることが含まれる⁴³。

国別の優先事業は、子どもの権利（社会的、経済的、文化的、政治的もしくは市民的な権利）の中で優先すべき課題についての関係者の間での共通認識および、UNICEFの比較優位に基づき決定されなくてはならない。

さらに、評価とモニタリングの段階は人権アプローチの鍵となるとし、長期的な視点で評価・モニタリングを行うこと、権利の実現に関わる幅広い社会・文化・政治・経済・法的問題との関連を考慮に入れること、権利の享受から除外されている人についても目を配ること、参加型のモニタリング・評価の手法を採用することなどを求めている。

3-2 世界銀行

3-2-1 世界銀行における人権への言及

世界銀行では、伝統的に人権にはなるべく言及しないという立場をとってきた。プロジェクトにおいて人権条約などで挙げられている人権基準を直接参照することがほとんどないという意味では、現在でもこの立場自体は変わっていない。世界人権宣言採択50周年の1998年に『開発と人権』と題するパンフレットを作成しているが⁴⁴、これは「貧困問題の解決」が世銀にとっての人権活動であるとした上で、これまでの世銀の活動と広義の人権の実現との関わりを示したもので、必ずしも世銀の新たな方針を示しているわけではない。

世銀は、その人権アプローチへの姿勢を説明した文書において⁴⁵、世銀が人権について公式に言及することについて消極的な理由として次の2点を挙げている。第一は、設立協定が国内の政治問題への干渉を禁止していること⁴⁶、第二は世銀の構成国が世銀による内政や社会・文化的な差異への干渉について敏感であることである。ただ、世銀が推進する包括的開発枠組み（Comprehensive Development Framework: CDF）、PRSPなどの政策は、「人権の原則」（公正で包含的な制度、エンパワメント、説明責任、透明性、参加）の重要性を強調しているとするほか、人権を構成要素の一部とするMDGsやモンテレー合意を通じて「人権の原則」へのコミットメントを表明していると主張する。また、世銀は法の支配の強化、公共セクターの改革などを通じ、人権関係者の活動を補完するという役割を果たすとしている。

なお、世銀のある調査チームは、表現の自由などの市民的自由と政府のプロジェクトの

⁴² Rozga, op. cit.

⁴³ Jonsson (2003)

⁴⁴ World Bank (1998)

⁴⁵ Appleyard (2002) に世銀が寄稿した文章による。

⁴⁶ 例えば、IBRD 設立協定 4 条 10 項の非政治条項参照。

成功の関係について統計的な分析を行っており⁴⁷、その二つに強い相関があると結論づけている。その因果関係として「市民的自由が認められている場合は、市民の声がより強く表明され、それがより良いプロジェクトにつながっている」のではないかと分析している。

3-2-2 PRSPにおける人権への言及

世銀は国際通貨基金とともに、1999年から貧困削減戦略文書（Poverty Reduction Strategy Paper: PRSP）の作成を低所得国への融資の前提としはじめた。PRSPは、約70カ国にのぼる低所得国に作成が求められている。この文書では、①貧困とその主要な決定要因の特定、②貧困削減の目標設定、③貧困削減のための公的な行動の優先順位の設定、④貧困の動向の体系的なモニタリングと、政府のプログラム・政策の効果の評価、⑤参加の過程の主要な要素の記述などを行うことが期待されている。

PRSPの作成にあたって人権の視点を反映することの意義が各層から提起されつつある。例えば、2002年に世銀により開催された貧困削減戦略についてのセミナーでは、ヒューマンライツウォッチ、OHCHR、UNICEFなどから貧困削減戦略に人権の視点を組み込むことの重要性を指摘された⁴⁸。UNICEFは、人権アプローチを採用することにより、貧困をもたらした要因の分析の中にアカウンタビリティの問題を組み込むことや、実施・モニタリングの段階での参加を重視することなどが実現されると主張している。

世銀が貧困削減戦略の作成者の参考文献として2004年に作成した『貧困削減戦略についてのソースブック』においては、人権にかかわる項目もいくつか含まれている⁴⁹。とりわけ7章「参加」や8章「ガバナンス」においては、汚職、情報公開、選挙権、政党設立の権利、集会の自由、司法の独立・汚職、刑事司法など人権基準や原則に関わる項目が貧困削減に関わりうる項目として提示されている。もちろん、こうした項目が実際に検討対象に組み込まれる保障はないが、少なくとも理論的には人権に関わる状況が貧困と密接な関係にあるということについての認識は深まりつつあるといってもよいだろう。

3-2-3 セーフガード政策における人権への言及

世銀などのセーフガード政策とインスペクション・パネルなどのアカウンタビリティ・メカニズムは、援助の当事者のアカウンタビリティを保障する具体的な制度であり、人権の原則を国際金融機関の業務に適用する試みとして考えることもできるだろう⁵⁰。なお、セーフガード政策においては、限定的だが人権についての言及も行われている。具体的には、業務政策4.20「先住民族」（1991年採択、現在改訂中）において、一般的に世銀の目的として「開発過程が人びとの尊厳、人権、文化的独自性の尊重を醸成すること」とし、先住民族の権利の保全のためにはプロジェクト本体の目的以外に特別なコンポーネントが必要な場合があることなどを述べている。

⁴⁷ Isham et al (1997)

⁴⁸ Siddiq (2002)、Vivanco (2002)、Gibbons (2002)

⁴⁹ World Bank (2004b)

3-2-4 資源採取型の企業と人権の関わり

世銀はホームページに掲載した「ガバナンスと人権：概観」という文書において、とりわけ資源採取型の企業の活動と政府のガバナンスや人権状況との関わりに注意を喚起している。こうした政府がガバナンスに問題を抱え、人権侵害を起こしている場合は、資源採取型の産業による歳入が問題を維持、継続させることになり、政府に関わっている外国の企業などに対する反感が増すとし、関与する企業などが人権を守る上で注意しなくてはならない点をマクロレベル、ミクロレベルに分けて提示している⁵¹。

マクロレベルの取り組みとして、①その国の人権状況をアムネスティ、ヒューマンライツウォッチ、国連人権高等弁務官事務所の報告書により確認すること、②実質的なステークホルダー協議を、プロジェクトの現場において歳入により影響を受ける人びとと行うこと、③受入国、自国、国際機関とともに政府のガバナンス、説明責任、人権保障向上のための努力に関与すること、④事業の人権面へのインパクト調査を行うために協議などを通じて得た情報を活用することなどを挙げている。

また、ミクロレベルの取り組みとして、国内外の人権NGOとの協議、企業の活動が人権侵害につながるよう透明性を保った方法でモニタリングを行うこと、人権報告書の発行、保安要員を雇用・政府機関に依頼する場合の人権尊重、環境影響評価・社会影響評価などの実施などを提示している。

この文書は企業を対象に書かれたものだが、大規模インフラに関わる援助機関にも参考となる。

3-3 欧州諸国

3-3-1 スウェーデン

(1) 人権アプローチの概要

スウェーデンは、人権や民主主義の支援プログラムに長らく関わってきた。さまざまな開発協力分野に人権の視点を組み込む「人権に基づくアプローチ」が議論の俎上に上ってきたのは1990年代になってから（特に1993年の国連世界人権会議以後）である⁵²。1997年にスウェーデン政府は人権の視点から貧困問題に取り組む必要性を指摘した政策文書『貧困者の権利・私たちの共有の責任』を策定、その後『スウェーデンの開発協力における人権と民主主義』『スウェーデンの外交政策における人権』という二つの政策文書を策定し、人権・民主主義と外交との関係をより明確にした。

援助政策省庁であるSidaは、貧困についての考え方もこうした視点を踏まえて再整理し、『貧困への視点』としてまとめた⁵³。ここでは、「貧困の本質は、物質的な欠如だけではなく、権力と選択の欠如」⁵⁴であるとし、「民主主義と人権」アプローチが貧困削減という開発目標の達成につながるという考え方を示している。

⁵⁰ インспекションパネルについては、川村（1998）、松本（2003）参照。

⁵¹ World Bank（2004a）

⁵² Sidaの人権プログラムについては、1997年作成の『正義と平和：平和、民主主義、人権のためのSidaのプログラム』という戦略文書を参照。Sida（1997）

⁵³ Sida（2002）

⁵⁴ Sida、op. cit. p. 7.

スウェーデンの特徴は、民主主義と人権をセットで扱っている点にある。これらの文書を踏まえて作成された2001年の定義文書『民主主義と人権に基づく開発協力へのアプローチ』⁵⁵では、「人権と民主主義」に基づくアプローチの特徴として以下の点を強調する。

- (i) 国際的な人権条約に基づく共通の価値観
- (ii) 個人の人権と国家の義務の原則に基づく責任分担の明確化
- (iii) 参加を基本的な原則とする過程
- (iv) 個人の抱える問題・課題および、個人・集団の行為の枠組みを決定づける社会の中の権力関係・権力構造についての歴史的視点
- (v) 対象とするグループ、問題領域、権力関係・構造の特定に役立つ分析ツールにより、他のパートナーや国々とのより効果的な協力関係
- (vi) どのような効果をもたらされたかより明確に精査するための指標や測定方法⁵⁶

なかでも「民主主義」に基づくアプローチの利点として、「社会の中での権力関係の明確化」、「社会組織の権限分担のあり方の明確化」など本研究で言う「人権の原則」に関わる概念を掲げている。Sidaは、人権を「国際的人権条約」に示されている具体的な基準に関連づけた「人権基準」として扱い、より一般的な民主主義の原則に言及することにより、「人権の原則」に関わる課題も開発の課題として組み込むという方法をとっている。

この方針の実現のためSidaの民主主義・社会開発局・民主的ガバナンス部は「民主主義と人権」アプローチについてのスタッフ研修を実施している。また、国別分析の中にこうした視点を組み込むため、『国別戦略形成：民主主義と人権の視点に基づく国別分析ガイド(Country Strategy Development: Guide for Country Analysis from a Democratic Governance and Human Rights Perspective)』⁵⁷を作成した。民主主義・人権支援プログラムについては、『政治制度・政党、選挙、議会』、『民主的ガバナンスにおける参加』、『司法分野』、『グッドガバナンス』などについての方法論を分析した文書を作成している他、それらについての総合的な分析『より深く追求する(Digging Deeper)』を2003年に発行した。さらに、HIV/AIDS、教育、保健医療問題についての人権アプローチを具体化するための政策文書を作成した。これらの政策の実現を促進するため、ナイロビ、ハラレ、バンコク、カイロの4カ所に民主主義・人権担当調整官を配置している。

(2) 民主主義と人権の視点に基づく国別分析

Sidaの作成した民主主義と人権の視点に基づく国別分析ガイドは、Sidaの国別支援戦略形成の支援用の資料として、必要に応じて用いられることとされているが、民主的ガバナンスに関わる主要分野についての分析は、貧困の状況、ジェンダー、環境などの課題について理解するため全ての国において用いられなくてはならないとされる。とりわけ、民主的ガバナンスや人権が援助の優先項目になっている場合の国別分析は、このガイドに十分基づいていなくてはならないとされる。このガイドで検討すべきとされている主要項目の概要は次の通りである(参考資料3により詳しい項目を示した)。なお、これらの項目は「条件づけ」のために挙げられているのではなく、「国別分析により、発展が明確な分野、領

⁵⁵ Sida (2001)

⁵⁶ *Ibid.* p. 1.

⁵⁷ Sida, date not available.

域や、発展が停滞したより権威主義的な方向に進んでいる分野を明らかに」することが狙い、とされている。

表3-2 「民主主義と人権の視点に基づく国別分析ガイド」で示される主要項目

分類	項目	概要
人権	人権条約	条約の批准状況、その法的な位置、国内での周知状況など
	法の支配	法の下での平等、公務員の法的地位、法律扶助、司法の独立、伝統法と近代法の関係など
	個人の安全と尊厳	死刑、恣意的拘禁、人権団体の活動の自由、政治的弾圧、女性の自由、児童虐待、人身売買、自由な婚姻など
	非差別	マイノリティ、先住民族の法的地位、マイノリティなどへの政策、差別禁止措置、女性に対する差別、職業差別など
	十分な生活水準に関する権利	生活の基本ニーズの保障、住居の権利、妊産婦死亡率、リプロダクティブヘルス、児童労働、労働組合、土地の不法奪取と貧困、所有権の法的保護など
	教育	初等教育へのアクセス、人権教育、学校における虐待からの保護、教師の能力など
民主化	制度的要件	自由・公正な選挙、市民的・政治的権利の保障、司法の独立、独立した報道など
	選挙の前提としての市民的・政治的権利	表現の自由、検閲、集会・デモ、利益集団の政治への影響、結社の自由、立候補権など
	選挙制度	選挙制度の類型、独立選挙管理委員会、投票者教育（選挙の意味について）、政党助成、選挙監視の能力、選挙区の公平さ、立法府の選挙民の社会構成の反映など
	地方の政党	政党の役割、政党への支持の性質（パトロン・クライアントか政策か）、政治組織の活動規制法など
	権力分立・行政府	立法府の行政の長の解任権、行政の長の指名権限、行政府の拒否権、大統領の免罪、行政関係者の権力の乱用（私財の蓄積）など
	権力分立・立法府	立法府の能力・資源（立法・政策形成、代表、予算執行の監視・決裁）、人々にとっての立法府の正統性、ステークホルダーとの協議手続き、PRSPなどの策定における立法府の権限など
	権力分立・裁判所・司法の独立	司法の独立の法的根拠、その尊重、警察・検察と政府の関係、裁判官の指名手続、裁判所の管轄権の範囲、軍・警察は裁判所の決定を尊重するかなど
	軍・警察の文民統制	軍の文民統制、警察・治安当局の説明責任履行、軍・警察などの社会的構成、準軍事組織・私的軍隊・軍閥・組織犯罪の影響力など
	メディア・市民社会・経済団体の活動	メディアの独立、政府・大企業の監視能力、ジャーナリストの保護、メディアによる一般市民の報道被害、援助国・援助機関の影響力など
権力の所在	権力の所在（中央－地方、エリート－大衆、民間－公的機関、階級・人種・ジェンダー・年齢）など	

	民主主義の文化	民主政を評価する人の割合や問題解決能力の期待、異なる社会背景の人々への信頼、組織・ネットワークの開放性、選挙で選出された代表への信頼、政治制度を通じた自己の影響力行使能力への信頼、ガバナンスの過程における世論の役割・その正統性、子どもの意見表明の奨励、学校における民主的な決定、争点について協議する政治的意思など
	国家を超えた民主主義	その国のガバナンスの対外的独立、海外ドナーとの関係の透明性、国連人権条約・国際法の支持、難民政策、海外における民主主義・人権支援など
参加	参加	政府の伝統的社会・市民社会・周辺化された人々との協議、市民社会に参加していない人々のニーズ把握、NGOの法的地位、職場における参加についてのILO条約の尊重、女性の政治的地位、地域社会を超えた課題についての市民社会組織の取り組み、農村部における市民社会組織、市民社会組織の民主的運営、市民社会組織の代表性、多様な社会的集団の出身者を構成員とする組織の存在など
	分権化	地方議会への権限委譲、地方自治体の資源、説明責任、地方自治体のサービスの効率・公正など
良い統治	国家予算	予算作成過程、予算の公表、予算策定についての公的議論、予算配分の構成、国家債務の影響、健全なマクロ経済、支出と予算の整合性など
	軍事費	軍事費の対GNP比、公開など
	財源	財源、所得税・累進課税、税制の公正さ、徴税業務の実態、国家の財源、公共料金徴収の影響、不明な財源の存在など
	透明性と説明責任・汚職	公職と私的利害の分離、公的決定・情報へのアクセス、汚職廃絶の政策と実効性、独立した行政監査機関、個別の利益団体への従属の回避、大企業のための政策のチェックなど
	司法制度	詳しくは人権の項目で記述
	全体的な課題	貧しい人々の政府のサービスへのアクセス、保健医療・教育政策への人々の参加、分権化の貧困者への影響、政府機関・公務員の大変、与党からの独立、公務員の雇用の公正さ、公務員による意見表明

出所：Sida (date not available) に基づき筆者作成。

(3) 教育における人権

教育については、「スウェーデンの教育支援における民主主義、人権」という内部プロジェクトを実施、『全ての人に教育を・人権と基本的ニーズ』（2001）という政策文書と『スウェーデンの開発協力における教育、民主主義、人権』（2001）という方針文書(position paper)を作成している。

『スウェーデンの開発協力における教育、民主主義、人権』においては、人権、民主主義を相互に関連するものと位置付けた上で、国際的な人権基準に基づき、①教育を受ける権利、②教育の中での権利、③教育を通じての権利の実現を図るための支援を行うべきとしている。具体的には、教育を受ける権利の実現のために基礎教育を重視するほか、特に差別や貧困のために教育権が奪われている人びとを重視し、政策形成や革新的なプロジェクトへの支援を図るとする。また、教師の資質向上による人権・民主主義の実現や、教師

の権利の保障なども重要課題とされる。その他、ステークホルダーの教育行政への参加の促進のため、国内の政策対話の促進や、ステークホルダーの教育政策への参加能力の強化を図るものとしている。

3-3-2 英国

(1) 人権に基づくアプローチ：DFIDの考え方

英国の国際協力担当庁であるDFIDは、1997年の国際開発に関するホワイトペーパー『世界の貧困の廃絶：21世紀の挑戦』⁵⁸、2000年の同ホワイトペーパー『世界の貧困の廃絶：グローバルイゼーションを貧困者のために』⁵⁹において人権を重視する姿勢を示した。2000年の戦略ペーパー『貧困者のための人権の実現』⁶⁰においては、人権に基づくアプローチに対する考え方を詳述している。他にもガバナンスやジェンダーの平等、教育に関する戦略ペーパーも人権に言及している⁶¹。

人権に関する戦略ペーパーでは、人権に基づくアプローチの三つの要素として、次の3点を挙げ、それぞれについてのDFIDの優先課題を整理している⁶²。

- (i) 参加：人びとが自分の生活に影響を与える決定に参加、それに関する情報にアクセスする権利を実現すること。
- (ii) 包含：全ての人の全ての人権を促進する開発を通じ、平等と非差別の価値に基づいた社会的に包含的な社会関係（socially inclusive societies）を生み出すこと。
- (iii) 義務の履行：全ての人権の実現を促進・保護するという国家その他の責務の担い手の義務が履行されるよう、制度や政策を強化すること。

人権アプローチをDFID内部で実現するため、DFIDの政策部に人権と女性担当上級顧問が置かれている。他にも同部には「最も貧困な層に届けるためのチーム（Reaching the Very Poorest Team）」を設置、学際的な立場から人権の問題を扱っている。ただ、こうしたアドバイザーは政策文書の作成や、要請に応じて助言・協力を行うという役割を担っており、その関与は各国の担当スタッフに任される。スタッフの人権概念の理解などにもばらつきがあることが指摘されている⁶³。

体系的な実施は行われていないとしても、DFIDの様々な援助分野において人権アプローチに基づく政策作成⁶⁴とプロジェクトが行われている。女性については、1999年に戦略ペーパー「貧困廃絶と女性のエンパワメント」⁶⁵を作成し、女性の権利について具体的なプロジェクト案を提示している。労働については、国際労働機関（International Labor Organization: ILO）の1998年の宣言により確認されている四つの中核的なILO条約（結社の自由、強制労働の廃絶、児童労働の廃絶、職業・雇用に関する差別禁止）の内容の実現に焦点を当てている。他にも市民社会支援、ガバナンス強化支援などにおいて、人権に関わるプロジェクトが実施されている。

⁵⁸ DFID (1997)

⁵⁹ DFID (2000a)

⁶⁰ DFID (2000b)

⁶¹ Piron (2004) 参照。

⁶² DFID (2000b) p. 7

⁶³ Piron (2004) p. 29

⁶⁴ Piron (2004) p. 108 において、DFID の人権に関わる戦略ペーパーにおいて言及されている人権の要素（参加、包含、義務の履行）に関わる内容を整理しており、参考になる。

⁶⁵ DFID (1999)

(2) 地域・国レベルの人権アプローチの実現

DFIDは、人権アプローチの取り組みについては、海外開発研究所（Overseas Development Institute）に研究委託を行い、中間的な見直しを行っている⁶⁶。

同見直しによると、DFIDの人権アプローチの三つの原則は、地域計画などにもある程度反映されている。例えば、アジア地域事業計画では、社会的に排除された人びとの権利向上を目標として明記、とりわけカーストとジェンダーによる排除に関心を示している。ヨーロッパ・ラテンアメリカ・中東地域計画でも不平等や排除、人権侵害が発展の課題となっていることが指摘されている。ただしこれらは共通のガイドラインやマニュアルに基づき、体系的に検討されているわけではない。

国別の事業においても、人権アプローチにもとづく事業が行われている事例は多い。例えばボリビアでは、貧困削減戦略文書（PRSP）作成過程への貧困や不平等、社会的排除の問題に関する市民参加の過程を支援した。ブラジルでは、社会運動と連携しながら、人権の視点をういた国別援助計画作成のための分析作業を行った。その結果、制度的な差別の削減やニーズに対応した公的サービスの提供などについてのプログラムを行っている⁶⁷。また、国別事業の中で特定の集団の人権状況に焦点を絞ることもある。バングラデシュやパキスタンの国別事業計画では、ジェンダーの問題を特に取りあげ、女性・子供の権利保障に重点を置いたプログラムを作成している⁶⁸。

国別援助計画のレベルではなく、個別のプロジェクトに人権アプローチを組み入れる方法も採られている。例えばマラウイでは、DFIDは人権専門家に分析調査を委託し、その結果いくつかの人権アプローチに基づくプロジェクトが準備された。その中には、市民社会組織支援などを通じて貧困層の人びとの教育、保健医療、生計などに関する権利主張を支援するプロジェクト、選挙・議会などの強化を通じて、国家の説明責任能力を高めるプロジェクトなどがある⁶⁹。

3-3-3 ノルウェー

(1) 人権アプローチの概要

ノルウェー政府は、1999年に人権に関する政策である『人間の尊厳への焦点：ノルウェーの人権行動計画』を作成した⁷⁰。同政策においては、人権を国内および外交・開発協力の場で実現していくための5年間の目標が設定されている。また他にも貧困削減のための国際協力の方針を示した政策『2015年に向け南の国々における貧困と戦うためのノルウェー政府行動計画』⁷¹（2002年策定）や『共に貧困と戦う：包括的開発政策』⁷²（2004年策定）においても開発協力と人権の関連について論じている。

『人間の尊厳への焦点』では、開発や貧困削減の実現の多くが基本的な人権の実現に依拠しているとし、経済的な発展だけでは貧困の解決はできないとの認識を示している。貧困削減を中心課題とするノルウェー政府は、その開発協力を通じて人権の実現、民主的な

⁶⁶ Piron (2004) またドイツ開発協会が ODI に委託した調査の報告書 (Piron 2003) も参考になる。

⁶⁷ Piron (2004) p. 31

⁶⁸ Piron, op. cit., p. 33

⁶⁹ *Ibid.*

⁷⁰ Norwegian Government (1999)

⁷¹ Norwegian Ministry of Foreign Affairs (2002)

⁷² Norwegian Ministry for Foreign Affairs (2004a)

原則を醸成すること、相手国の人権面での義務履行能力を高めることなどを目的としている。具体的には、プロジェクトの人権面での影響評価を行うこと、相手国との国別支援戦略についての対話において人権を議題にすること、特に人権を促進する熱意のある国への特別な配分を行うこと、ノルウェーの開発関係者の間で人権と開発の課題についての知識・能力を高めるための政策を採用することなどを挙げている。

(2) 人権アセスメントハンドブック

ノルウェーの開発協力庁（NORAD）は、事業の際に用いるための人権アセスメントハンドブックを2001年に作成した⁷³。このハンドブックはプロジェクトの人権面での影響について初期の段階で概観し、本格的な調査が必要かどうかを確認するために作成されている。同ハンドブックでは、まず国際人権条約において保障されている人権の概要と、国家の義務の性格（尊重、保護、実施）を解説している。アセスメントは、①事業がどの程度相手国の国際人権条約上の義務と一貫性を持っているか、②事業により影響を受ける人びとの人権意識に貢献するか、③影響をうける人びとの人権享受におけるエンパワメント⁷⁴につながるか、という三つの側面から行われる。同ハンドブックは、検討すべき項目として次の10項目を示している。

[人権意識に関連して]

- (i) 事業が平等・非差別に与える影響。
- (ii) 事業の影響を直接受ける人びとが事業について知らされているか。
- (iii) 事業実施の中で、人びとが事業についての情報を入手する権利が尊重されているか。

[エンパワメントに関連して]

- (iv) 事業の準備・実施過程で意見を自由に述べる権利が尊重されているか。
- (v) 事業は、影響をうける人びとの参加を促進したか。
- (vi) 事業は、人びとの結社の権利を積極的に保障しているか。
- (vii) 事業は、公正で望ましい仕事の条件を尊重しているか。
- (viii) 事業は、直接・間接に影響を受ける人びとの十分な生活水準を得る権利（食料へのアクセス、生活条件の改善などを含む）の実現に影響を与えたか。
- (iv) 事業は、人びとの生計を得る過程に影響を与えたか。
- (x) 事業は、否定的な影響を受けた人がその保障を得る権利を保障しているか。

このハンドブックでは、「権利の所持者の権利請求能力」に注目し、事業を通じた権利の認識とエンパワメントという視点から評価しているという点が特徴的である。だが、項目の内容自体は、環境アセスメントなどでも取り上げられるものも多い。なおハンドブックに基づく評価は、義務的なものではなく、あくまでNORADや大使館関係者の参考資料として作られたものであり、必ずしも体系的に使われているわけではない。

⁷³ Norwegian Agency for Development Cooperation (2001)

⁷⁴ 具体的には、公共的な決定への参加・影響、関心の表明、公共的な議論を喚起、価値観の関わる問題についての議論、伝統・慣習に影響する力を持つことを指す。

3-4 まとめ

本章で検討した事例は、必ずしも包括的なものではない。とりわけ、人権アプローチは、独立した支援分野ではなく、分野別の戦略、国別状況分析、協力分野の選択、目標設定、計画策定手続き、モニタリング等々全てに関わる「視点」であり、本格的な導入が比較的最近であることもあって、その実施状況を検証する試みは各援助機関においても体系的に行われているわけではない。このため、現状では包括的な実態把握を行うことは困難であった。

限定的なものではあるが、こうした事例から学べる点も少なくない。環境社会配慮ガイドラインに直接関連した考察は4章で行うが、ここでは、より広い視点からいくつかの可能性を指摘する。

第一は、協力・支援の選択肢としての「人権プロジェクト」である。そもそも、一つのプロジェクトが社会に否定的な影響をもたらす背景には、裨益者であるべき人びとの権利侵害が容易に起こる「脆弱性」がある。こうした脆弱性を減少させるための支援・協力をまず行うことが望ましい場合もあるだろう。具体的には、法的扶助制度への支援や、人権団体への支援を通じ、土地などの生計手段が権力者による囲い込みなどにより、侵害されることがないようにすることや、独立人権機関への支援なども考えられる。

第二は、援助の目標設定における人権アプローチの活用である。人権アプローチを採用している国・機関は、どのような援助分野が重要なのかを判定する上で、人権アプローチに基づく分析を行い、優先課題を特定している。とりわけ、ODA大綱や中期政策で謳われているように、今後の日本の援助では、人間の安全保障の確立が大きな課題となる。人間の安全保障を確立する上では、貧困層の脆弱性を減少させるためのエンパワメントと国家の能力強化が重要となる。エンパワメントの手段には様々なものがあるだろうが、脆弱性をもたらす原因の一つに、主体的に開発に参加し、意見を提出するために必要な資源や環境が欠如していることは間違いない。そうした側面を分析し、改善していくためには、権利を剥奪された人びとに関心を集中し、権利の保持者の請求能力強化と、責務の担い手の義務履行能力を高めることを目的とした人権アプローチに基づく分析は有効であろう。受入国、他の援助国・機関との協働を行うためにも、基本的な状況分析のレベルで共通認識を生み出すことは、効率的な役割分担ももたらすものと考えられる。

4. JICA環境社会配慮ガイドラインに必要な人権配慮

4-1 JICAと他機関のアプローチの比較

これまで概観したように、他国・他機関においては、まず人権は主として狭い意味での人権保障の仕組みを達成するための「人権」「民主主義」「グッドガバナンス」「法の支配」強化・支援事業の中で事業目的の一部として扱われてきた。それらに加え、最近導入されている「人権に基づくアプローチ」は、教育、保健医療など経済的・社会的権利と密接に関わる分野や、女性、子ども、障害者、先住民族などの人権侵害の対象となりやすい人びとに焦点を当てた事業の中でも活用される場合が多い。インフラ整備などの社会の広範囲の層に影響を与える事業の人権面での影響について、人権アプローチを全面的に採用して分析を行っている事例は見当たらない。ノルウェーやスウェーデンでは、原理的には人権アプローチを十分理解したスタッフが、その原則に反しない形で援助計画を策定することとなっているが、その実現の担保のための手段は職員研修と助言役の人権担当官の設置などであり、職員の意思に任されている部分も多い。DFIDにおいては、人権アプローチは機関の基本方針となっはいるが、その実施のための体系的な研修も行われておらず、現状ではその適用にばらつきがある。人権基準に基づく現状の評価や「責務の担い手」と「権利の保持者」の特定が求められる人権アプローチの適用は、権利の内容とその権利の保持者の特定を行いやすい分野が優先される傾向がある。これらの機関では人権アプローチが試行段階にあること、インフラ整備関連の事業が減少しているということなどにより、現段階では、インフラ整備も含めたプロジェクト一般と人権状況や人権面での影響への配慮は重要課題とはされていない。

世銀など、インフラ整備に関わることの多い多国間開発金融機関においては、設立協定上の制限などにより人権アプローチを明示的に採用していない。しかし、説明責任を果たさない権威主義的なガバナンスや公務員の汚職、司法の独立・法の支配の未確立など、「人権の原則」や一部の人権基準に反する政府の行動が貧困に影響を与えることは、長らくこうした機関においても問題とされてきた。より最近になってからは、世銀では、資源開発のガバナンスへの影響や、市民的自由・政府の透明性とプロジェクトの成功の関連について議論されるなど、人権も次第に議題として浮上しつつある。事業実施においても、環境社会セーフガード政策の中で、先住民族などとくに人権上の課題を抱えやすい人びとの権利に言及されるなど、一定の配慮は行われている。加えて、世銀などが促進する貧困削減戦略文書においては、貧困と人権の関係に明示的に言及される場合もある。

本論では触れられなかったが、NGOの中には、積極的に人権アプローチを採用している機関も多い。人権アプローチを採用することにより、NGOは政府が行うべきサービス提供の代替からアドボカシーや地方自治体の能力強化などに焦点を移す傾向がある。

人権アプローチを採用している機関においては、その国の政策決定の上流部分（場合によっては外交政策全体）において人権の原則・基準を反映することの重要性が認識されるため、政策対話や援助政策の形成においても人権基準や原則が考慮に入れられる場合がある。このような場合に行われる状況分析や視点は参考になるだろう。ただ、インフラ整備

など大きな社会影響のあるプロジェクトにおいて、人権面での否定的な影響を回避するために必要な措置などについては、他機関においても体系的には検討されていない。JICAのガイドラインは、そうした空白を埋める相補的な意味をもつ可能性がある。本章では、他機関の実践を踏まえJICAの環境社会配慮ガイドラインに求められている人権面での配慮の内容と方法について検討する。

4-2 ガイドラインにおける人権基準、原則への言及

4-2-1 考慮すべき人権の原則

本ガイドラインは前文において世界人権宣言の意義に言及し、「1.1理念」において「環境社会配慮は基本的人権の尊重と民主的統治システムの原理に基づき、幅広いステークホルダーの意味ある参加と意思決定プロセスの透明性を確保しつつ行われる」とする。さらに、「2.7 社会環境と人権への配慮」において「JICAは、協力事業の実施に当たり、国際人権規約をはじめとする国際的人権基準の原則を尊重する」ものとしている。JICAの業務遂行にあたるものは、こうした人権基準・原則を把握し、できる限りそれを守らなくてはならないということになる。（ガイドラインにおける人権基準や原則に関わる部分については表4-1および参考資料4参照）

国際人権基準の原則の内容としては、国連諸機関などで議論されているように、(i) 普遍性と非剥奪性、(ii) 不可分性、(iii) 相互依存・関連、(iv) 非差別の原則と平等、(v) 参加と包含、(vi) 説明責任と法の支配がとりわけ重要となるだろう。『開発協力を携わる国連機関の共通理解』（参考資料1参照）によるならば、こうした原則は、それぞれ次のような意味を持つ。

「普遍性と非剥奪性」の原則：「人権は普遍的で、奪うことが出来ない。世界のすべての人が人権を有している。人権は人間が生まれながら持つものであり自発的に放棄することは出来ない。他人がそれを奪うことも出来ない。世界人権宣言の1条に記載されているように、「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等」である。」

つまり、人権を構成する個別の権利は、他者の人権の確保などの人間の尊厳の保護という人権の目的に反しないような合理的な理由により制限されることはあるが、それらを「多数者の人権の保護」や「全体の利益」などの理由で安易に制限してはならないということになる。

「不可分性の原則：人権を分けることはできない。市民的、文化的、経済的、政治的、社会的のどの性質をもつ権利であっても、それはひとりひとりの人間の尊厳に内在するものである。その結果、どれも権利として同じ位置にあり、無前提に上下関係を付けて区別することはできない。」

この原則によれば、経済的な権利の実現のために、政治的な権利の制限を無前提に行うことなどは、人権の原則に反することとなる。

「相互依存・相互関連性の原則：一つの権利の実現はしばしば完全にあるいは部分的に他の権利の実現に依存している。例えば、状況によっては、健康への権利の実現は、教育への権利や情報への権利に依存することもある。」

表4-1 JICA環境社会配慮ガイドラインの人権基準・原則に関連する規定

主要な内容	ガイドラインの規定	人権の原則・基準との関連
国際的な人権尊重の潮流の認識 人権の原則の承認 (基本的人権、民主的統治、参加、透明性、説明責任など)	前文において世界人権宣言に言及。	人権基準一般、人権の原則一般
	「1.1理念」において基本的人権の尊重と民主的統治システムの原理に基づく環境社会配慮を求める。	人権基準一般、人権の原則一般
	1.3.1の「環境社会配慮の定義」で「非自発的住民移転、先住民族などの人権の尊重などの影響」に言及。	先住民族の権利についての国際的議論、居住権、食料、医療、教育への権利など
人権への配慮も含む環境社会配慮・人権状況の把握	「2.6.3」で「・・・日本、国際機関、地域機関、日本以外の先進国が定めている国際基準・条約・宣言などの基準やグッドプラクティスなどを参照」	国際人権基準一般、とりわけ相手国が批准している人権条約
	2.7 社会環境と人権への配慮「2.・・・国際人権規約をはじめとする国際的人権基準の原則を尊重」「女性、先住民族、障害者、マイノリティなど社会的に弱い立場にあるものの人権については、特に配慮する。人権に関する国別報告書や関連機関の情報を入手するとともに協力事業の情報公開を行い人権の状況を把握し、意思決定に反映する。」	国際人権基準一般
	1.2目的「本ガイドラインは、JICAが行う環境社会配慮の責務と手続き、相手国政府に求める要件を示す」 1.3定義「8.「環境社会配慮の確認」	JICAの「責務の担い手」としての義務を明示。 「環境社会配慮」の責務の担い手の能力分析
責務の明確化・責務を果たす能力強化の認識	「2.7 社会環境と人権への配慮」では、「1. 環境社会配慮の実現は、当該国の社会的・制度的条件および協力事業が実施される地域の実情に影響を受ける。JICAは、環境社会配慮への支援・確認を行う際には、こうした条件を十分に考慮する。特に、紛争国や紛争地域、表現の自由などの基本的自由や法的救済を受ける権利が制限されている地域における協力事業では、相手国政府の理解を得た上で情報公開や現地ステークホルダーとの協議の際に特別な配慮が求められる」とする。	市民的自由・政治的権利を実現する「責務の担い手」の能力を考慮した適切な事業実施
	「別紙2相手国政府に求める環境社会配慮の要件1」において、貧困層や先住民族など社会的に脆弱なグループ、被害と便益の分配や開発プロセスにおける公平性、ジェンダー、子どもの権利、文化遺産、地域における利害の対立、HIV/AIDSなどの感染症の配慮に言及。	人権基準「子どもの権利、先住民族の権利」「経済的・社会的・文化的権利」などに関連 人権の原則「非差別、公平性」に関連
	「別紙2相手国政府に求める環境社会配慮の要件・社会的合意1」でプロジェクトへの合意、現地ステークホルダーとの協議の反映を規定。	人権の原則「参加・説明責任」に関連
	「別紙2相手国政府に求める環境社会配慮の要件・社会的合意2」において、女性、子ども、老人、貧困層、少数民族など社会的な弱者の影響の配慮と参加に言及。	人権の原則「社会的な弱者の参加の保障」
	「別紙2相手国政府に求める環境社会配慮の要件・非自発的住民移転」において、生計手段の喪失回避、補償支援、参加型立案・モニタリングの促進に言及。	人権基準・非自発的住民対象者の「経済的、社会的権利」（居住、食料、職業、医療、教育）の保障に、人権の原則「参加・公正・非差別」に関連
「別紙2相手国政府に求める環境社会配慮の要件」で「先住民族」の権利の尊重、合意に言及。	人権基準「先住民族の権利」、人権の原則「参加・包含、説明責任」などに関連	
参加・説明責任・透明性	「1.4 環境社会配慮の基本方針・重要事項4」において説明責任、同5において「ステークホルダーの参加」同6において「情報公開」に言及。	人権の原則「参加」「説明責任」
	「2.2現地ステークホルダーとの協議」において、ステークホルダー協議の支援、協働実施に言及。	人権の原則「参加」
	「2.6 参照する法令と基準4」において、「プロジェクトをとりまくガバナンスの重要性に言及。	行政手続きの透明性、公正さなど
JICAの責務	「2.1情報の公開」において、相手国の情報公開の支援などにおけるJICAの責務を規定。	人権の原則「説明責任」
	「2.8 JICA の意思決定」において、協力事業中止の提言を含めた決定についての責任を規定。	人権の原則「説明責任」

出所：筆者作成（参考資料4により詳細な表を示した）。

結社の自由、言論の自由などが制限されている場合、公正な裁判が存在していない場合などには、医療、居住、食料などの権利保障を求めることが困難となり、それらの権利が侵害されやすい状況を生み出すことなども考えられるだろう。この原則は、こうした相互関連性・相互依存性に注意を払いながら事業を実施する必要があることを示している。

「平等と非差別の原則：すべての人は人間として、生まれながらにもつ尊厳により平等である。すべての人は、人種、肌の色、性別、民族、年齢、言語、宗教、政治的その他の意見、国、社会的出自、障害、財産、生まれその他の人権条約機関が解説しているさまざまな地位の違いにより差別されることなく、人権を有する。」

この原則は、どのような事業でも最低限守られなくてはならないものとして扱われることが多い⁷⁵。なお、この原則は、公正な取り扱いを求めるものであり、形式的に同じ取り扱いをすることを求めるものではないことに留意する必要がある。特に不利な立場にある人びとへの異なる配慮は、合理的な理由があれば認められる。

「参加と包含：すべての人と人民（peoples）は、人権と基本的自由を実現するための市民的、経済的、社会的、文化的、政治的發展に活発、自由で意味のある参加・貢献を行う権利を有している。」

この原則は、参加が単なる「事業実施の手段」ではなく、人間の基本的な権利であり、人としての尊厳に関わるものであることを示している。民主的な意思決定手続きには、代議制、多数決など様々なものがあるが、それは参加と包含につながるものでなければならないということにもなるだろう。少数者の基本的な尊厳を損なうような決定は、民主主義の名の下に安易に行うことはできない。

「説明責任と法の支配：国家と他の責務の担い手は人権の遵守を行う責任がある。このため、彼らは人権文書に謳われた法的規範と基準に従わなくてはならない。遵守を怠った場合は、人権を侵害された権利所持者は法律により保障された規則と手続きにより、適切な救済を求める手続きを権限を有する法廷もしくは他の裁定機関に対して起こすことができる。」

人権が権利であるということは、権利の主体が請求できるものでなければならないということになる。法的に保障されるべき権利については、適切な裁定機関が存在する必要がある。政府が漸進的に実現するものとされている権利の担保は、政府に説明責任を求めることにより実現される。説明責任を果たすということは、単になんらかの説明を行うということだけではなく、人権の実現という視点からみて合理的な説明を行うことを意味する。

このような「人権の原則」は、個別の事業に関わる具体的な人権基準の内容を解釈するためにも重要な指標となる。さらに、JICAのガイドラインの理念で言及している「基本的人権の尊重と民主的統治システムの原理」の内容を理解するうえでも参考になるだろう。

4-2-2 ガイドラインにおける人権基準

ガイドラインに適用する基準については、まず2.6において「2. JICA は、相手国および当該地方の政府などが定めた環境や地域社会に関する法令や基準などを遵守しているか、また、環境や地域社会に関する政策や計画に沿ったものであるかを確認する」としている。

⁷⁵ Sida のバンコク駐在の地域コーディネーターへのインタビューより。

相手国が人権条約を批准している場合は、その法的地位を確認した上で適切な確認を行う必要がある。なお、人権条約を批准している場合も、その内容が個別の立法に反映されていない場合がある。このような場合においても、人権条約からの逸脱は国際社会においては監視対象となる可能性があり、各種条約機関や国連人権委員会などで取りあげられる場合があることに留意する必要がある。

2.6.3において、「日本、国際機関、地域機関、日本以外の先進国が定めている国際基準・条約・宣言などの基準やグッドプラクティスなどを参照する。相手国における環境社会配慮の法令などがそれらの基準やグッドプラクティスなどと比較検討し大きな乖離がある場合には、より適切な環境社会配慮を行うよう、相手国政府（地方政府を含む）に対話を通じて働きかけを行い、その背景、理由などを確認する」としている。関連する人権条約・宣言なども受け入れ政府との議論において考慮すべき基準となる。2.7では、人権の原則尊重の上で「女性、先住民族、障害者、マイノリティなど社会的に弱い立場にあるものの人権については、特に配慮する」としており、とりわけ社会的な弱者に関わる影響の考慮は、人権基準を尊重したものである必要がある。

人権条約・宣言の体系は極めて広範であり、そのなかでどのような基準を協力事業のどの段階でどのように配慮するかが問題となる。このためには、事業目的に直接関わる人権基準と、事業実施の社会的・制度的条件に関わる人権基準を区別して考えることが効率的であろう。直接関わる人権基準については、その遵守・達成が事業の成否に関わるため、対話を通じた働きかけなどが必要となる。事業をとりまく社会的・制度的条件に関わる人権基準は、事業の成功の前提条件を判断する指標の一つとして活用できる。そうした人権状況に照らし、事業のフィージビリティを考慮する必要もある。

事業目的に直接関わる人権基準は、事業の目的により異なる。インフラ整備に関わる案件の場合は、影響住民の生活に関わる様々な人権を考慮する必要がある。こうした権利としては、非差別、生計、居住、食料、医療、教育などの人権がある。こうした権利の内容に関連する国際人権基準で特に参考となるのは、経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約の実施の携わる社会権規約委員会の作成した一般的見解である(表4-2参照)。法的整備や民主化支援など制度支援に関わるプロジェクトにおいては、司法の独立や、市民的・政治的権利が支援目標に関わる場合もある。医療部門の支援、ジェンダーに関わるプロジェクト、教育政策支援などにおいては、関連する経済的、社会的、文化的権利に特に留意する必要があるだろう。こうしたプロジェクトは、否定的な影響をもたらさないように思われがちだが、「非差別・平等」原則や「法の支配」の原則などに照らし、社会的な弱者に不当な不利益をもたらすことがないよう検証する必要があるだろう。例えば土地に関する法整備支援を行う場合、伝統的な共同体に属する人びとの生計への権利などの侵害を生む可能性もある。

表4-2 社会権規約委員会の作成した主要な一般的見解

名称	概要
一般的意見 第4 (1991)	十分な住居に対する権利 (規約第11条1項)
一般的意見 第5 (1994)	障害者の権利
一般的意見 第6 (1995)	高齢者の経済的、社会的および文化的権利
一般的意見 第7 (1997)	十分な住居に対する権利 (規約第11条1項) : 強制退去
一般的意見 第8 (1997)	経済制裁と経済的、社会的および文化的権利の尊重との関係
一般的意見 第9 (1998)	規約の国内適用の性格
一般的意見 第11 (1999)	初等教育行動計画 (規約第14条)
一般的意見 第12 (1999)	十分な食料に対する権利 (規約第12条)
一般的意見 第13 (1999)	教育に対する権利 (規約第13条)
一般的意見 第14 (2000)	可能な限り高い健康水準に対する権利 (規約第14条)
一般的意見 第15 (2002)	水に対する権利 (規約第11条および第12条)

出所：OHCHR ウェブサイトより筆者作成。

ガイドラインは、特に社会的に不利な立場に置かれた人びとの権利を尊重する必要性を指摘している。こうした人びととしては、女性、子ども、高齢者、障害者、マイノリティの出身者などが挙げられる。子ども、障害者、女性などのように特に保護が必要な権利を持つ人びとについてはそうした権利の尊重が重要となる。さらに、こうした人びとが事業により差別的な扱いを受けないかどうかを考慮する必要がある。

4-3 事業実施の段階別の人権配慮

人権の原則、基準を事業に適用するということは具体的に何を意味するのか。それがどのような新たな視点や検討項目や、対話のための論点をもたらすのか。事業実施の段階に沿って検討していきたい。

4-3-1 相手国・地域の一般状況の把握

本ガイドラインの基本方針によれば、JICAは、相手国政府がガイドラインで定めた「要件を満たすよう協力事業を通じて環境社会配慮の支援を行う」ことおよび「その要件に基づき相手国政府の取り組みを適宜確認するとともに、その結果を踏まえて意思決定を行う」ことを求められる（ガイドライン1.4環境社会配慮の基本方針）。

支援を行うためには、相手国が事業実施において抱える課題を正確に理解、把握する必要がある。「人権の原則」の尊重、個別の人権基準の遵守能力などで事業に関わる内容については、その概要分析を行う必要があるだろう。大規模なインフラ整備などが協力事業の中に想定される場合は、それがもたらす社会的影響を適切に対処できる能力を有するのかを検討し、ガイドラインの要件を満たす「環境社会配慮の支援」の項目を検討する必要がある。

また、ガイドラインは「事業をとりまくガバナンスの重要性」(2.6)に留意している他、「当該国の社会的・制度的条件および協力事業が実施される地域の実情に影響を受ける」ことを認識し、「JICAは、環境社会配慮への支援・確認を行う際には、こうした条件を十分に考慮する」ものとする(2.7)。とりわけ「特に、紛争国や紛争地域、表現の自由などの基本的自由や法的救済を受ける権利が制限されている地域における協力事業では、相手国政府の理解を得た上で情報公開や現地ステークホルダーとの協議の際に特別な配慮が求められる」とある。このような実情把握は、案件採択についての提言、スクリーニング、TOR案作成など事業の初期段階の前提となる。とりわけ、ガイドラインに基づき、JICAは「プロジェクトの性質や立地環境、環境と地域社会に及ぼす影響の程度、相手国政府や事業実施主体者の環境社会配慮の実施体制および情報公開や住民参加の措置の実施見込みについて、要請検討時に確認し、スクリーニングによるカテゴリ分類を行った上で、協力事業に関する環境社会配慮について外務省に提言を行う」(下線筆者)必要があるが(2.8.1)、このためには、住民参加の実現可能性、相手国の環境社会配慮実施体制などについて事前に把握する必要がある。

関連する一般的な情報については、事前に収集・分析し「人権・ガバナンスに関わる国別状況報告書」を作成することが望ましい。スウェーデンではSidaがこうした分析を行うためのガイドラインを作成している。米国では、政府が国別の人権状況把握を体系的に行っているため、こうした情報にアクセスしやすい。このような分析を行うための情報源としては、CCAやPRSP、国連人権委員会などの特別報告者の報告書、人権条約機関に提出された政府報告書、NGOのカウンターレポートなどが考えられる。

確認すべき項目としては、表4-3「国別状況分析に必要な項目」で示すような内容が考えられよう。この作成にあたっては、CCAのガイドラインおよびスウェーデンの国別状況分析ガイドを参考とし、環境社会配慮が特に必要なプロジェクトに関連する一般的な内容を整理した。なお、こうした情報は、日本政府がODA中期政策でも重視している人間の安全保障の実現とも深く関わるものであろう。

4-3-2 要請検討・事前調査・TOR案・S/W作成段階

開発調査の事前調査、TOR作成段階においては、①参加の確保、②TOR案の適切さの確保が重要となる。このため、特に対象地域の状況に留意しつつ、法の支配・個人の安全・参加、マイノリティの状況に関わる情報を収集することが前提となる。また、関連する分野における政府の能力を考慮し、政府が深刻な課題を抱える分野をこの段階で特定し、適切な支援の提案につながるTOR、S/Wを作成する必要があるだろう。このためにも、①の一般的調査で行っている政府の責務実現能力全体についての分析が重要となる。

表4-3 国別状況分析に必要な項目

分野	項目	内容	備考・情報源など
人権	人権条約	条約の批准状況とその法的な位置(基準としての法的位置) 実施状況(政府・NGO報告書の提出状況) 条約委員会の提言	・人権基準の法的地位の確認 ・一般的な権利実現状況の概要が明らかになる。
	法の支配、個人の安全、参加・意見表明	法の下での平等、公務員の法的地位、法律扶助、司法の独立裁判所の機能など、恣意的拘禁、人権団体の活動の自由、政治的弾圧	・公務員が法的もしくは事実上特権的な地位を与えられている場合は、住民の意見表明が困難となる場合がある。 ・実効的な裁判所、法律扶助などによる救済が機能しない場合は、住民への影響を監視するための第三者機関を設置することなども必要。
	社会的に不利な立場におかれた人びとの状況	マイノリティ、先住民族、子ども(人身売買、虐待)、女性、高齢者、障害者、HIV/AIDS保有者、高齢者の人権状況・法的地位、差別禁止措置、政策上の課題など	・社会的に不利な立場におかれた人びとは特に生活上の困難を抱える。一般的にどのような階層が特に脆弱な立場にあるかを把握し、ステークホルダー協議やスコーピングに反映する必要がある。
	十分な生活水準に関する権利・政府の権利充足機能	生活の基本ニーズの保障、住居の権利、妊産婦死亡率、リプロダクティブヘルス、児童労働、労働組合、土地の不法奪取と貧困、所有権の法的保護、初等教育へのアクセス、人権教育、学校における虐待からの保護、教師の能力など	・どのような分野における基本的な生活のニーズに課題があり、政府の義務履行上の課題がどこにあるのかを把握する。こうした情報は、事業による生活環境の変化が貧困化を進める「貧困層の脆弱性」の判断材料となる。生活への深刻な悪影響を回避する上でのボトルネックとなっている政府機能があれば、長期的な支援プロジェクトとして位置付けることも含めて検討する必要があるだろう。人権の原則、基準に基づくならば、こうした課題については政府は誠実に最大限の努力を払わなくてはならない。
ガバナンス・参加	軍・警察の文民統制	軍の文民統制、警察・治安当局の説明責任履行、軍・警察などの社会的構成、準軍事組織・私的軍隊・軍閥・組織犯罪の影響など	・軍関係者は法的な免責を享受することもある。人身売買、麻薬の密売なども関連することが多く、貧困層の脆弱性に関わる。
	権力分立・裁判所・司法の独立	司法の独立の法的根拠、その尊重、警察・検察と政府の関係、裁判官の指名手続、裁判所の管轄権の範囲、軍・警察は裁判所の決定を尊重するかなど	・裁判所の有効性が限られている状況は、行政・軍・警察関係者の免罪と恣意的な権限行使につながりやすい。貧困層の脆弱性や参加の困難さにつながる。場合によっては、協議における特別な配慮を早い段階から考える必要がある。
	メディア・市民社会・経済団体の活動	メディアの独立性、政府・大企業の監視能力、ジャーナリストの保護	・メディアの独立性、機能に問題がある場合は、公共的な討論が阻害されるため、ステークホルダーの意味ある参加に悪影響がある場合がある。
	参加	政府の伝統的・市民社会組織・周辺化された人々との協議の仕組み、市民社会組織に参加していない人々のニーズ把握、NGOの法的地位、女性の政治的地位と参加、農村部における市民社会組織の活動、適切な住民との協議方法についてのNGOの見解	・参加において市民社会組織がどの程度の役割を果たしているか評価し、適切な参加・協議の実施を行う必要がある。
	透明性と説明責任・汚職	公職と私利の分離、公的決定・情報へのアクセス、汚職廃絶の政策と実効性、独立した行政監査機関、与党からの独立性、公務員の雇用の公正さ	・行政の運用の独立性、健全さは個別の事業の成否に影響を及ぼすだけではなく、行政機関への人びとの信頼に関わる。これは参加や協議の実効性にも関わる。

出所：筆者作成。

4-3-3 本格調査段階

スコーピング案作成については、TORやS/W作成時よりもさらに詳細な状況調査に基づく判断が必要となるだろう。その国が保健医療、土地紛争、教育、人身売買、HIV/AIDS、森林伐採などに関わる人権状況に問題がある場合は、広範な社会影響を想定したスコーピングが必要となる。マイノリティ、先住民族、高齢者、障害者、女性、子どもなど特に影響を受けやすい人びとの人権保障状況に問題がある場合は、そうした人びとへの影響に特に留意したスコーピング案を作成する必要がある。DFIDは、南アジアでのプロジェクトを実施する場合に、ジェンダーやカーストに基づく排除に特に留意しており、そうした考慮が必要となる。

立ち退きや生計手段への影響、その他の人権面での影響が考えられる場合には、本格調査の中で過去の類似事例を踏まえ、問題が生じる直接の原因、間接的な要因、構造的要因について検証するべきであろう。

ステークホルダーとの協議は政府と共同で行うことになっているが、その方法を検討する際には、必ずNGOなど第三者からの聞き取りを行い、その国・地域で「意味ある参加」を実現するための条件を把握した上で、実施すべきである。

4-3-4 ステークホルダー協議

各段階で行われるステークホルダー協議においては、人権の原則を反映した運営が求められる。具体的には、「特に注意すべきステークホルダー」の特定において、各国・地域の人権状況を考慮し、とくに排除されやすい人びとの特定、そうした人びとの意見が反映されるような手続きを導入する必要がある。

また、協議においては「ステークホルダー」のエンパワメントも目的の一つに組み入れる必要がある。ステークホルダー協議を通じて、悪影響が生じた場合の救済措置や説明責任について悪影響を受ける人びとが理解し、その権利を行使できるような状況を作る必要がある。

4-3-5 JICAの意思決定

ガイドライン2.8「JICAの意思決定」においては、次の3点を確認している。①要請検討時に、「より上位の調査に変更することや、無償資金協力のための調査から開発調査に変更することなど」を含めた提言を外務省に行うこと、②「当初想定していなかった不適切な点が判明した場合、適切な環境社会配慮が確保されるよう協力事業に必要な措置を盛り込む」こと、③「環境社会配慮が確保できないと判断する場合は、JICAは、協力事業を中止すべきことを意思決定し、外務省に提言する」ことである。

中止の意思決定を強いられる状況を避けるためにも、なるべく早い段階で問題の発見・対処を行うことが必要不可欠であろう。

4-4 適切な配慮を行うための体制

ガイドライン「1.4 環境社会配慮の基本方針の重要事項7」は、「JICAは、環境社会配慮が十分かつ効果的に達成されるよう常に留意し、その組織体制と実施能力の強化に努める」

こととしている。他国の事例を参考にしながら、組織体制・実施能力の強化のために必要な内容を検討したい。

4-4-1 事業全体における人権の原則の尊重の意義を明確化すること

他国において、人権面における配慮に成功している機関は、ミッションや基本的な政策文書などの上位の政策において人権の原則へのコミットメントを明示している。UNICEFは、ミッションステートメントに組み込んでおり、スウェーデンの場合は国会での報告書採択、政府方針の決議など外交政策の基盤として位置付けている。

日本では人権の原則についてはこうした言及はされていないものの、人間の安全保障は基本的な外交・協力の原則として位置付けられている。人間の安全保障とは人間の尊厳が確保されている状態を生み出すということの意味する。他方、人権は人間の尊厳を確保するための原則、基準、政府などの責務を示したものであり、この二つの関連は深い。この関連を明示した形での整理を行い、JICAの基本方針として位置付けることにより、政府の基本的なODA政策と本ガイドラインで述べる所の人権の原則の関連性を示すことは、一つの手段であろう。

4-4-2 「人権・ガバナンスに関わる国別状況報告書」の作成

既に述べたが、開発協力事業に関わる人権・ガバナンスの項目についての国別状況分析を行う必要がある。これまでの他国政府や国連機関の国別報告書は、人権状況自体を評価し、いわば採点するような意味をもっていたが、こうした手法による報告書は、開発事業との関わりが明示されないため、JICAのガイドライン実施のためには不十分である。スウェーデンの国別状況分析ガイドに示されるように、同様の問題意識を抱える援助機関もあり、こうした国と共同で行うことも考えられる。当面、いくつかの国を対象にパイロット事業として実施すること、あるいは特に日本の援助と関わりが深い分野（立ち退き・再定住、住民協議などに関わる当該国の人権・ガバナンス上の課題など）に絞って実施することが考えられよう。

4-4-3 JICA職員の能力強化

人権の原則を尊重するためには、個別の状況について「人権の原則に照らした場合どのような判断が必要か」について職員が理解する必要がある。このためには、人権の原則、基準、その協力事業との関わりについて、JICAの中で最低限の共通理解を生み出すための内部での職員研修が求められよう。

このためのツールとして開発に関わる人権基準と原則の内容を簡単に整理したハンドブックの作成が必要となるだろう。その作成に当たっては、NORADの人権アセスメントハンドブックや、国連人権高等弁務官事務所が作成した『貧困削減政策に関する人権アプローチ：ガイドライン案』が参考となる。

なお、日本のODA実施においては、現地での他国・他機関との調整が求められる。JICAがRBAを採用していないとしても、共通の言語を習得しないと現地での他機関との建設的な討議に参加することが困難となるなど、実務上の問題も予想できる。

おわりに

これまで概観したように、程度や手法は異なれども人権は事業の実施過程や政策対話の場でますます大きな役割を果たすようになってきている。中でも、開発協力の枠組み自体を人権の視点から見直す人権アプローチは大きな関心を集めている。

人権概念の開発協力における利点は、それが貧困の大きな原因である「排除」や権力剥奪の問題を取りあげるきっかけになりえるということであろう。人権という視点で貧困を見たときに、権利の所持者の権利請求能力や義務の担い手の義務履行能力の問題が、援助の課題もしくは障害としてはっきり特定できるからである。この視点は、人権アプローチにおいてもっともはっきり認識されている点だが、プロジェクトの否定的な影響を回避し、個人の生活を守るために作られた環境社会配慮ガイドラインとも深く関連することでもある。歴史的には人権は、権力の乱用もしくは怠慢により人間の尊厳が損なわれることを防ぐための最低限の基準として作られてきたものである。個人を守るという人権基準の役割は、他の概念、制度や手段で代替が困難な人権の中核的な機能であり、ガイドラインと目的を同じくするものである。

ただ、現実には人権アプローチを採用している機関にしても、「人権の実現」を直接の目的としやすいプロジェクト（人権プロジェクトであれ、子ども・女性の権利の実現であれ）に人権の視点を取り入れることには熱心だが、否定的な影響をもたらしかねないプロジェクトにおいて人権の視点を適用する作業は、必ずしも体系的には行われていない。そういう意味ではJICAの環境社会配慮ガイドラインにみるような、人権とセーフガード政策を関連付ける手法は、現在国際社会で議論が行われている人権と開発の関係についての考え方に対しても一つの貢献となりえるだろう。

なお、日本政府はODA大綱および同中期政策の策定にあたって人間の安全保障を援助の基本的な理念として位置づけ、「環境社会配慮の徹底」もその手段として言及されている。現実には、安全保障の障害となるのは、貧困層の脆弱性であり、その解消にはエンパワメントと政府の能力強化が必須である。人権は、「権利」概念を用いることにより、エンパワメントと政府の能力強化を行うための具体的な分析視角と戦略を提供するものである。人間の安全保障の実現という視点からも、日本の開発協力における人権の役割は重要なものであろう。

参考資料 1

人権に基づく開発協力へのアプローチ：国連機関の共通理解に向けて
「国連改革の文脈における人権に基づくアプローチについての機関間ワークショップ」
報告書付属文書⁷⁶

はじめに

国連は、平和、正義、自由、人権の原則に礎を置いている。世界人権宣言は、人権が自由、正義、平和の基盤であると認識している。全会一致により採択されたウィーン宣言および行動計画は、民主主義、発展、人権と基本的な自由の尊重とは相互に依存しており、相互に強化しあうものであるとする。

1997年に公表された国連改革計画では、事務総長が国連システムの全ての関係機関が人権をそれぞれの責務に応じて自己の活動・事業の中で主流化するように呼びかけた。

その後、いくつかの国連機関はその開発協力事業に人権に基づくアプローチを採用しており、現場での経験を積み重ねてきた。しかし、それぞれの機関は、その際、独自の解釈で行いがちであった。しかし、国連の機関間の協力をグローバルおよび地域レベルで行うためにも、そしてとりわけCCA/UNDAFのプロセスにおいて協力を行うためにも、このアプローチとその開発協力における意義について共通の理解が必要となる。以下は、2003年5月3-5日に開催された「国連改革における人権に基づくアプローチについての機関間ワークショップ」に参加した機関の間で共有されている人権に基づくアプローチの政策と実施方法の諸側面に基づき生み出された共通理解である。

この共通理解についての声明は、国連諸機関における開発協力・開発事業への人権に基づくアプローチに関するものである。

【共通理解】

1. すべての開発協力事業、政策、技術協力は、世界人権宣言やその他の国際人権文書に示された人権の実現をさらに推し進めるものでなければならない。
2. 世界人権宣言やその他の国際人権文書に含まれる人権基準やそれらから導かれる原則は、全ての分野の開発協力、事業計画の事業策定過程の全ての段階を導くものである。
3. 開発協力は、「責務の担い手」がその義務を果たす能力および／もしくは「権利保持者」が自己の権利を請求する能力の発展に貢献するものである。

1. すべての開発協力事業、政策、技術協力は、世界人権宣言やその他の国際人権文書に示された人権の実現をさらに推し進めるものでなければならない。

たまたま人権の実現に貢献する一連の事業が人権に基づく事業計画へのアプローチによるものと考えられるとは限らない。人権に基づく事業計画・開発協力のアプローチにおい

⁷⁶ UNDP (2003) attachment 1

ては、その活動すべての目的が一つもしくは複数の人権の実現に貢献するものでなくてはならない。

2. 世界人権宣言やその他の国際人権文書に含まれる人権基準やそれらから導かれる原則は、全ての分野の開発協力、事業計画の事業策定過程の全ての段階を導くものである。

人権の原則はすべての分野（保健医療、教育、ガバナンス、栄養、水、衛生、HIV/AIDS、雇用・労働関係、社会・経済的安全保障など）の事業を導くものである。こうした事業には、ミレニアム開発目標と宣言の達成に向けた全ての開発協力が含まれる。この帰結として、人権基準と原則が共通国別評価（Common Country Assessment）と国連開発援助枠組み（UN Development Assistance Framework）を導くものとなる。

人権の原則は、評価、分析、事業策定、設計（目的、達成目標設定、戦略策定などを含む）、実施、モニタリング、事後評価などの事業の全ての段階を導くものである。

ここで言う人権の原則としては、普遍性と非剥奪性、不可分性、相互依存・相互関連性、非差別と平等、参加と包含、説明責任と法の支配がある。以下にその内容を示す。

・普遍性と非剥奪性

人権は普遍的で、奪うことが出来ない。世界のすべての人が人権を有している。人権は人間が生まれながら持つものであり自発的に放棄することは出来ない。他人がそれを奪うことも出来ない。世界人権宣言の1条に記載されているように、「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等」である。

・不可分性

人権を分けることはできない。市民的、文化的、経済的、政治的、社会的のどの性質をもつ権利であっても、それはひとりひとりの人間の尊厳に内在するものである。その結果、どれも権利として同じ位置にあり、無前提に上下関係を付けて区別することはできない。

・相互依存・相互関連性

一つの権利の実現はしばしば完全にあるいは部分的に他の権利の実現に依存している。例えば、状況によっては、健康への権利の実現は、教育への権利や情報への権利に依存することもある。

・平等と非差別

すべての人は人間として、生まれながらにもつ尊厳により平等である。すべての人は、人種、肌の色、性別、民族、年齢、言語、宗教、政治的その他の意見、国、社会的出自、障害、財産、生まれその他の人権条約機関が解説しているさまざまな地位の違いにより差別されることなく、人権を有する。

・参加と包含

すべての人と人民（peoples）は、人権と基本的自由を実現するための市民的、経済的、社会的、文化的、政治的發展に活発、自由に意味のある参加・貢献を行う権利を有している。

・説明責任と法の支配

国家と他の責務の担い手は人権を遵守する責任がある。このため、彼らは人権文書に謳われた法的規範と基準に従わなくてはならない。遵守を怠った場合は、人権を侵害された権利所持者は法律により保障された規則と手続きにより、適切な救済を求める請求を権限

を有する法廷もしくは他の裁定機関に対して行うことができる。

3. 開発協力は、「責務の担い手」がその義務を果たす能力および／もしくは「権利保持者」が自己の権利を請求する能力の発展に貢献するものである。

人権に基づくアプローチにおいては、正当な請求権を持つ個人・集団（権利保持者）と、国家・非国家主体で対応する責務を持つ者（責務の担い手）との関係が人権により決定される。人権は、権利保持者が誰でどのような権利を有するのかを定義し、対応する責務の担い手が誰でどのような義務を負うのかを明らかにすることにより、権利保持者の権利請求能力の向上や責務の担い手の義務履行能力の向上を可能とする。

国連機関に人権に基づく開発事業策定が与える影響

これまでの経験から、人権に基づくアプローチを用いるためには、「良い事業策定の実践」が必要であることがわかっている。だが、それだけでは人権に基づくアプローチとはならないので、他の追加的な要素も求められる。

以下に、人権に基づくアプローチに必要であり、特有、固有の要素を示す。

- a) 権利保持者の人権に基づく請求権と、対応する義務の担い手の人権上の義務、人権の実現を妨げている直接の原因、背景や構造的な要因の評価、分析。
- b) 権利所持者の権利請求能力、責務の担い手の義務履行能力を評価、これらの能力を向上するための戦略策定。
- c) 人権の基準と原則に基づき過程と成果を評価するためのモニタリングと事後評価。
- d) 国際人権機関・メカニズムによる提言を踏まえた事業。

他に、「良い事業策定の実践」に関わるが、人権に基づくアプローチにおいても欠かせないものとして以下の要素がある。

1. 人々が自己の発展において中心的な主体であり、物やサービスの受動的な受け手ではない。
2. 参加は手段であり、目標でもある。
3. 戦略はエンパワメントにつながるものであり、力を剥奪するものであってはならない。
4. 成果と過程の両方がモニタリングの対象であり、評価されなくてはならない。
5. 分析はすべてのステークホルダーを含むものとする。
6. 事業は、周辺化され、不利な状況におかれ、排除された人々に焦点を当てなくてはならない。
7. 開発のプロセスは地元（国内）主体でなくてはならない。
8. 事業は格差の減少を目指すもの。
9. トップダウンとボトムアップのアプローチを相互作用を活かして用いる。
10. 状況分析により、開発の課題の直接の原因、背景、根本的な原因を明らかにする。
11. 測定可能な目標や達成課題が重要。
12. 戦略的なパートナーシップを作り出し、維持する。
13. すべてのステークホルダーへの説明責任を事業の中で支援する。

参考資料 2

UNDPプログラムスタッフのための人権に基づくアプローチ・チェックリスト⁷⁷

1. 当該国の状況とUNDPの事業

- ・当該国の現在の人間開発における上位3の優先課題とは。
- ・人権を促進する環境は？（A参照）
- ・住民全体にとって未達成の人権の課題と、その構造的原因は。（B参照）
- ・どの人権条約の基準とどの条約機関のコメントが特に重要か。（C参照）
- ・国連開発計画がどのように人権の実現を行っているか。
- ・プログラムスタッフが人権を活動に統合する能力を持っているか、国連憲章、人権文書、対象国の憲法の十分に把握しているか。
- ・他の国際的なパートナーが人権の実現をどのように支援しているか。パートナー間の活動調整はどのようなものか。どのようなギャップが残っているか。

2. 排除された脆弱な集団

- ・どの集団が最も不利な状況に置かれているか。UNDPはその国においてどのような脆弱性と貧困を定義しているか。
- ・排除されている集団を特定するためのツールや指標が十分に集団毎に区別されているか。
- ・国別事業計画の中で、排除や社会的に不利な立場をどのように取り扱っているか。個別のプロジェクトでは？
- ・他のパートナーはどのように扱っているか。パートナー間の調整は？どのようなギャップがあるか。
- ・UNDPの現地事務所のスタッフ構成はその国の多様性を適切に反映しているか。

3. ステークホルダーの能力

- ・国別事業やプロジェクトのステークホルダーは誰で、その特定はどのようになされたか。
- ・責務の担い手は誰で、どのような責務を持つのか。義務を実行する能力（責任、権限、データ、資源）を有しているか。
- ・請求権の所持者は誰で、権利を請求する能力を持っているか（情報にアクセスする能力、組織、政策提言、救済手段など）。

4. 国別事業計画とプロジェクトの過程

- ・プロジェクトの設計・実施の中に国際条約・地域条約で定められた人権基準が組み込まれているか。国別事業計画についてはどうか。
- ・プロジェクトの設計・実施の中に、普遍性、不可分性、相互依存性、平等、参加、説明責任などの原則が組み込まれているか（D参照）。国別事業についてはどうか。
- ・責務の担い手と請求権の所持者の両者がプロジェクトの設計、実施、モニタリング、評

⁷⁷ このチェックリストは、OHCHRとUNDPの人権強化のための共同プロジェクト（HURIST）の一環で行われたUNDPの事業評価の過程で生み出されたもの。HURIST Mission Team作成、2003年。Hijab et al（2003）参照。

価に参加しているか。国別事業計画の準備過程においてはどうか。

5. 国別事業計画とプロジェクトの成果

- ・国別事業計画がその国の人権実現能力の向上を果たしたか。人権の実現の障害となっている構造的な要因を取りあげているか。どの人権が今後実現されていくか。
- ・プロジェクトが責務の担い手の義務履行能力を向上し、請求権の所持者の権利請求能力を高めているか。どの人権が今後実現されていくか。これはどのようにモニター、評価されていくか。
- ・指標が人権の享受についての認識その他の質的側面（当局の説明責任など）をとらえているか。

A. 人権に含まれるもの

生存権、結社・表現・集会・移動の自由、健康への権利、拷問その他の残虐、非人間的もしくは辱めるような処遇、恣意的逮捕・拘禁からの自由、公正な裁判の権利、差別を受けない自由、法の下での平等な保護の権利、プライバシー・家族・家庭・通信への恣意的な干渉からの自由、庇護を得る権利、国籍を得る権利、思想・良心・信教の自由、投票・政府に参加する権利、十分な食料・居住・衣服への権利、仕事への権利、社会保障の権利、教育の権利、科学的発展の権利、自由な情報交換の権利、文化的生活に参加する権利、発展の権利など。

B. 因果関係の分析

因果関係の分析において、実践者は問題の直接の原因、背景、基礎的（もしくは構造的）原因の定義を試み、介入の影響をよりよく理解することに努める。

C. 6の基本的な人権条約

- ・あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約、CERD）
- ・経済的、社会的、および文化的権利に関する国際規約（社会権規約、CESCR）
- ・市民的、政治的権利に関する国際規約（CCPR）
- ・あらゆる形態の女性差別の撤廃に関する条約（CEDAW）
- ・拷問およびその他の残虐、非人間的もしくは...な扱いもしくは刑罰の禁止条約（拷問禁止条約、CAT）
- ・児童の権利に関する条約（子ども権利条約、CRC）

他の地域的人権条約についても考慮する必要がある。上記の条約についてはそれぞれ人種差別撤廃委員会、人権委員会、経済的、社会的および文化的権利委員会、拷問禁止委員会、女性差別撤廃委員会、子ども権利委員会が条約監視機関として設置されている。他にも、個別の切迫した人権の課題（貧困、女性への暴力など）や国別人権状況を調査するための特別報告者が任命されている。

D. 人権の原則（「人権に基づくアプローチ：国連機関における共通認識に向けて」から引用） （略）

参考資料 3

Sida・国別分析に人権・民主主義の視点を組み込むためのガイド (抄) ⁷⁸

1. 人権

(1) 人権条約について

- ・ 国家が署名・批准した人権条約と留保の内容、条約が国内法として有効か（そのこと自体が条約の内容の尊重を意味しないことに注意）。
- ・ 国内法としての地位（他の国内法・憲法との上下関係など）。
- ・ どのような司法機関により扱うことができるか（扱ったことがあるか、直接適用が可能か）。
- ・ 条約が国内法として有効でないならば、その規定の内容が国内法に含まれているか。
- ・ 議会がどの程度国際条約の実施や政策の憲法・国際法との整合性の確保に貢献しているか。
- ・ 慣習法が適用される場合にはそれが人権と適合しているか反しているか（とりわけ女性の権利について）。
- ・ 国家が条約機関に報告書を提出しているか。
- ・ 条約機関はどのような示唆、提言を行っているのか。
- ・ 国家が条約機関の提言に従っているかどうか。
- ・ 市民社会がカウンターレポートを提出しているかどうか、さらに国家がそのような報告書の提出を促進しているか。
- ・ 国家が条約の内容についての情報を体系的に行政機関内部および市民に提供しているか。
- ・ 国家が軍、警察官、地域レベルのリーダー、判事、教師、医療関係者、ソーシャル・ワーカーに関連の研修を提供・奨励しているか。
- ・ 政府、議会、判事、市民の条約への態度（知られているか、その意義・拘束力が受け入れられているか、外部から強いられているものと考えているか）。
- ・ 独立した人権保障のための機関（オンブズマンなど）が存在しているか。

(2) 法の支配

- ・ 法の下での平等が存在しているか、経済的、社会的、人種的、民族的な立場による法的な区別が存在しているか（例えば、女性が男性と同じ相続権・土地の所有権を持っているか）。
- ・ どの程度公務員の職務行使が法の支配・透明性のある規則の下にあるのか。
- ・ 全ての人々が裁判に訴える機会を有しているのか。法律を活用可能か、貧困層への法的扶助は存在しているか。
- ・ 司法手続きは人権侵害を防ぐ形になっているのか、免罪のシステムが存在しているのか。

⁷⁸ Sida, Country Strategy Development: Guide for Country Analysis from a Democratic Governance and Human Rights Perspective (Sida, date not available)で挙げられている項目を列挙したもの。原文においては、それぞれに解説文が付記されている。

- か(人権侵害を行ったものが裁判を受けない、もしくは罰を受けないことはあるのか)。
- ・ 偏らず公正な裁判が尊重されるような裁判所の独立性が存在しているか。
- ・ どの程度刑事司法や刑罰制度が、偏らず衡平な扱いを可能とする適正なルールに基づき実施されているか。
- ・ 警察と裁判所は、貧困者（とりわけ女性や子ども）を尊重・保護しているか。
- ・ 近代的な法制度の中でどのように慣習法（伝統法）が実施されているか。

(3) 個人の安全と尊厳

- ・ 死刑が未だに合法的か、もしそうならそれは実施されているか。もっとも重大な犯罪と見なされない犯罪に対して課せられていないか。18歳以下の少年に適用されていないか。
- ・ 超法規的・簡易処刑が起こっていないか。非自発的な失踪がよく見られるか。
- ・ 起訴無しで行われる恣意的な逮捕・拘禁の発生率は高くないか。
- ・ 警察やその他の司法関係者が拷問を行っているか。
- ・ 政治的理由に基づく拘禁が行われているか。
- ・ 人権擁護活動の逮捕や人権団体への嫌がらせが起きているか。
- ・ 若者や子どものための特別な拘禁施設があるか。
- ・ 憲法と国内法が多様な宗教集団の存在を許しているか、人々はその宗教を妨げられることなく自由に実施できるか。
- ・ 国家が貧困者の抑圧、搾取に関与しているか（土地を奪うこと、強制的な集団の移動、人権侵害への賠償を行わないことなど）。
- ・ 国家が女性の抑圧を奨励・黙認していないか。とりわけ、強制的な結婚、児童の結婚、「名誉の殺人」、家庭内暴力、女性性器切除など。もし法制度が存在するならばどのように適用されているか。市民社会はどのようにその問題を取りあげているか。
- ・ 子どもや女性の人身売買が存在しているのか。
- ・ 子どもの尊厳を損なわない形で学校内の懲罰が行われているのか。
- ・ 児童虐待犠牲者や性的搾取の犠牲となった子どもの状況を配慮した法的保護措置や行政措置があるのか
- ・ 新生児が市民権／国籍を獲得できる登録制度があるか。
- ・ 政府は個人が自由に結婚する権利を尊重・保護しているか。「(強制的な) お見合い結婚 (arranged marriage)」を禁止する措置はとられているか。

(4) 非差別

- ・ マイノリティや先住民族の位置に関する憲法その他の法制度により定められた規則はあるのか。
- ・ 政府はマイノリティ、先住民族、障害者についての何らかの政策を有しているか。
- ・ こうした人々が社会的差別に直面した場合、政府は差別に対するなんらかの措置を事実上採っているか。
- ・ 非嫡出児に対する差別は存在しているか（遺産相続の権利など）。
- ・ 女性に対する法律、政策、慣行上の差別（とりわけ融資を受ける機会、遺産相続権、土地所有権）は存在しているか。

- ・ 同性愛者に対する法律、政策、慣行上の差別は存在しているか。
 - ・ 雇用や職業に関わる差別は存在しているか。
- ※ スウェーデンの援助対象国にはHIV/AIDSに罹患している人も多く、彼らに対する差別も重要な関心事である。

(5) 十分な生活水準に関する権利

- ・ 生活に基本的に必要な物（十分な食料、住居、清潔な水）はどこまで実効的に保障されているか。
- ・ スラムの住居が強制的に撤去された場合に代替の住居は提供されるのか（居住への権利）。
- ・ あらゆる形態の強制労働の廃絶は尊重されているのか。
- ・ 乳幼児死亡率および妊産婦の死亡率は高いか、もしその場合それらを削減するための措置は採られているか（可能な限り良好な保健医療への権利）
- ・ 母子保健医療への支援は提供されているか。
- ・ 性およびリプロダクティブ・ヘルス教育と避妊手段は全ての人に入手可能となっているか。
- ・ 思春期の青年向けの性およびリプロダクティブ・ヘルス教育は促進されているか。
- ・ 保健医療関係の政府機関は伝染病を予防するために積極的に活動しているか（可能な限り良好な健康状態への権利）。
- ・ 障害や精神病を抱える人に対する治療・リハビリテーションは行われているか。
- ・ 児童労働は存在しているのか。もしそうならば、どのような分野においてか。働く子どもたちの安全は保たれているか、合理的な賃金を支払われているか（公正な労働条件ー同等の労働への同等の賃金の権利を含むーへの権利）。男子と女子との間で条件はどのように異なるか。
- ・ 児童労働が保健医療や教育への権利の妨げになっていないか。
- ・ 労働市場において結社の自由や団体交渉の権利の実効的な認知はなされているか。労働組合その他の職業に関連する結社の組織活動と構成員の利益の代表活動はどの程度自由か。
- ・ 所有権は法律により守られているか、私有財産が接収される条件・方法を規定する規則は存在しているか。
- ・ そのような接収が行われた場合は、合理的な支払いと補償が行われているか。
- ・ 土地紛争がどのように解決されているか。土地の不法奪取の問題はどのように農業生産に影響しているか。（食料への権利）
- ・ 後の世代が十分な自然資源と生活可能な環境にアクセスする権利が法律と公共政策の中で尊重されているか。

(6) 教育の権利

- ・ 男女を問わず全ての子どもが初等教育にアクセスできるか、あるいは学校の不足・距離などにより一部の、もしくは特定の集団に属する子どもが登校の困難を抱えていないか。
- ・ 初等教育は義務化されているか。

- ・ 初等教育は事実上無料か、それとも高価な教科書・制服の義務などによりもっとも貧しい子どもが学校から排除されていないか。
- ・ 子どもは教育の中で自らの子どもとしての、そして将来成人したときの人権について学んでいるか。
- ・ 学校は親や地域社会と協力しているか。
- ・ 男女を問わず子どもは学校で性的な搾取や虐待から守られているか。
- ・ 教師は、形式上および事実上十分に教える能力を有するか。
- ・ 両親は子どものために自由に学校を選ぶことができるか。

2. 民主化の過程 (democratization)

(1) 制度的な民主主義の要件

- ・ 定期的な自由・公正な選挙
- ・ 人々の市民的・政治的権利の保障（表現・結社・集会の自由、立候補する権利、非差別原則の尊重）
- ・ 司法の独立
- ・ 独立した報道

(2) 選挙を意味あるものとするための市民的・政治的権利

- ・ 表現・意見の自由があるか。この自由が検閲・自己検閲、政府による放送機関の独占などにより制限されていないか。
- ・ 集会やデモが認められているか、その認可を野党などの特定の集団が得ることが困難か。
- ・ 利益集団の組織やそれらの国政の舞台への参加が認められているか。
- ・ 結社の設立や参加を自由に行うことができるか、それらから自由に脱退することができるか。
- ・ 選挙の規則が全ての人に投票権を認めているか。
- ・ 全ての市民が選挙に立候補できるか。

※ これらの基準はジェンダーの視点から検証する必要がある。

(3) 選挙制度

- ・ どの類型の選挙制度が存在しているか。多元的・多数 (plurality-majority) (小選挙区制において首位獲得者が当選するなど)、準比例制、比例制？
- ・ 常設の独立した選挙管理委員会が存在しているか。その管轄の範囲は（地方選挙、国政選挙）？
- ・ 政府はどのように投票するだけでなく、なぜ投票するかについての教育も奨励しているか。
- ・ 選挙はその国の経済、社会、政治力学を反映するような形で現実的に行われているのか？
- ・ 国内に全国、地域、地方の選挙を監視する力量はあるか。
- ・ どのように政府は政党の助成を行っているか。公平さは確保されているか。
- ・ 投票者の登録は女性や周辺化された人も含め全ての人がアクセスできるような形で

われているか。登録は政府や政党の支配から独立しているか、権力の乱用や脅迫を伴っていないか。

- ・ 立候補者、政党の登録手続はどの程度公平か。
- ・ 野党はどの程度報道（ラジオやテレビを含む）へのアクセスができるのか、それは与党や大統領と同じ程度か。
- ・ 選挙区は公平な方法で作られているか。
- ・ 立法府はどの程度選挙民の社会的な構成を反映しているのか。

(4) 地方の政党システム

- ・ 政党が政府機構の中に認められた役割を持つのか。
- ・ 政党は考え方、信念、政策に基づき支持層を獲得しているのか、指導者の個人的なつながり（personal entourage）に基づき支持を得ているのか。
- ・ 政治組織の活動を規制する法律は存在しているか。
- ・ 議会は国家の治安当局の政治活動団体の規制の努力に協力しているか、抵抗しているか。
- ・ どの程度政党は民族、宗教、言語集団をまたがっているのか。

(5) 権力の分立・行政権について

- ・ 立法府は行政の長（通常は大統領）を不信任投票により解任できるのか。他に行政に説明責任を求める仕組みは存在しているのか。
- ・ 大統領は、裁判所、行政機関、軍、警察、議会についてどの程度の指名権限を持っているか。
- ・ 立法府の立法提案に対してどの程度の拒否権を持っているのか。
- ・ 議会の承認なくして宣戦布告ができるか。
- ・ 大統領は、職務に就いていないときも通常法律の対象から重要な意味で除外されているか。
- ・ 共存（co-habitation：大統領が特定の政党を代表し、議会においては別の党が多数を占める状況）に関わるルールは存在しているか。
- ・ 行政権が政府や行政の持つ資源を利用し自らの地位と政治権力を維持することがどの程度行われているか。
- ・ 政党、政府、行政機関の間で財源およびその用途についての明確な区別が行われているか。

(6) 権力分立：立法府について

- ・ 以下の機能を実現するための能力と政治的意思を備えているか。
法・政策形成機能。情報収集を行うために十分な資金やスタッフを備えているか、法案を作成する十分な能力を有しているか。
代表機能。自らが代表している人々の関心事や観点を表現する能力を有しているのか。
点検（overview）機能。予算を管理（control）する機能を持っているのか。
紛争の非暴力的解決の場を提供する機能。多様な利害関係者に対して場を提供するなど。
- ・ 人々はどの程度選挙制度が正当なものとして見ており、議会への責務・権限の配分を適切な

ものと見ているか。

- ・ 委員会の手続きは満足のいく形で適用されているか。
- ・ 議会は関連する社会の主体との適切な協議手続きを有しているのか。
- ・ 議会が世銀のPRSや他の援助主体との協定を計画、採用、監督する上でどのような役割を果たしているのか。

(7) 権力の分立：裁判所・司法制度の立法府・行政府からの独立

- ・ 裁判所は憲法や法律により政治的介入から守られているか、その地位は政府により尊重されているか。
- ・ 警察、検察と政府の関係は？
- ・ 裁判官の指名手続により、その形式上の独立性を行使・維持するのが困難となっていないか。
- ・ 裁判所の管轄外の主体（軍など）は存在しているか。
- ・ 警察や軍は裁判所の命令・人身保護令に従っているか。

(8) 軍と警察の文民統制

- ・ 軍に対する文民統制がどこまで有効なのか。政治活動がどこまで軍の介入から自由か。
- ・ 警察や治安当局はどの程度公的な説明責任を果たしているか。
- ・ 軍、警察、治安サービスの構成はどこまで社会全体の構成を反映しているか。
- ・ 準軍事組織、私的軍隊、軍閥、組織犯罪の活動の影響をどこまで免れているか。

(9) メディア・市民社会・経済団体の活動

- ・ メディアはどこまで政府から独立しており、その所有形態はどこまで多元的か、外国の政府や多国籍企業の影響をどの程度免れているか。
 - ・ メディアが政府や大企業の調査を行うことができているか。
 - ・ ジャーナリストは、法規制、嫌がらせ、脅迫などの影響を受けていないか。
 - ・ 公職に無い市民が、メディアによる干渉や嫌がらせを受けていないか。
- ※ 多くの途上国においては援助国・機関も大きな影響力を持つ。だがその決定は民主的に行われるわけではない。この点についても分析が必要。

(10) 権力の所在

- ・ その国において権力はどこに存在しているのか。（中央－地方、エリート－大衆、民間－公的機関、階級・人種・ジェンダー・年齢）

(11) 民主主義の文化

※この点については指標を示すのは困難だが、分析の材料としては以下のようなデータが参考となる。

- ・ 民主政を他の政治形態の政府より評価する人の比率。彼ら自身の問題や社会の抱える問題を解決するために民主政という形態がどの程度必須のものと考えているか。
- ・ どの程度人々が異なる民族、カースト、地域、言語、宗教に基づく政党の帰属もしく

はそれを受け入れているか。

- ・異なる政治信条・宗教・民族に帰属する人々の間に一般的な信頼はどの程度存在しているか。
- ・さまざまな組織やネットワークが、その中で中心的な勢力と異なる背景を持つ構成員を受け入れる開放性をどの程度持っているか。
- ・人々が政府の各レベルに選挙で選出された代表や、司法制度、警察、軍にどの程度の信頼感を持っているか。
- ・政治的な制度を通じて自分自身の生活に影響力を行使できると考える人たちはどの程度の比率か。
- ・ガバナンスの過程がどの程度少数のエリートにより支配されていて、その過程がどの程度世論の影響を受けているか、それは人々の目から見てどの程度正当なものとなっているか。
- ・子どもは家や学校で自分たちの見解を表明することを奨励されているのか。
- ・学校は、子どもや親との関係において、民主的な文化を反映しているか。
- ・論争のある課題について協議を追求する真摯な政治的意思が存在しているか。

(12) 国家を越えた民主主義

- ・その国のガバナンスが外部の（経済、文化、政治的）機関への従属からどの程度自由か。
- ・海外の援助国・機関、国際機関との関係がどの程度パートナーシップと透明性の原則に基づいているのか。
- ・どの程度政府は国連人権条約や国際法を支持しているか。
- ・どの程度難民や亡命者の扱いについて国際的な義務を尊重し、その移民政策においてどの程度恣意的な差別を避けているか。
- ・政府が海外における民主主義・人権の支援についてどの程度一貫性を持っているのか。

3. 人々の参加

※ 人々の参加を論じるときに政府と市民社会の関係に還元してはいけない。市民社会が十分に多様な人々を代表しているとは限らない。

(1) 人々の参加

- ・政府はどのような資源、方法を用いて伝統的な社会、市民社会、不利益を被っていたり周辺化されている人々との協議を行っているのか。
- ・市民社会に参加していない人々のニーズや指向についてどのような方法を用いて把握しようとしているか（公開の会議、国民投票、世論調査、協議手続きなど）。
- ・NGOの法的な地位はどのようなもので、登録などに必要な手続きは民主主義や人権に適ったものか。
- ・そうした人々や組織は集会の自由、言論の自由、情報へのアクセスを享受しているか。
- ・政府は職場における参加に関するILO諸条約を遵守しているか。
- ・少年／少女、女性／男性の参加・影響は社会全体で促進、保障されているか、それは

どのようにされているのか。

- ・ 少年／少女は学校や地方自治体などにおいて自分たちに影響を与える手続きや行政について意見を表明し、組織化することができるか。
- ・ どの程度女性がさまざまなレベルの政治的な地位や選出ポストに就いているのか。
- ・ 共通の開発に関わる課題について地域社会の問題を越えて市民社会が政治化する可能性はあるか。（これは政治におけるパトロン－クライアントシステムを崩すためにも必要）
- ・ 市民社会が都市的な現象なのか、農村部においても活発な組織が存在しているのか。
- ・ 市民社会組織がどの程度民主的な運営をされているか（理事長、理事について公正で自由な選挙があるか、全ての会員に開かれた年次総会があるか、透明性のある予算・意思決定の仕組みを持っているのか、内部のスタッフとの協議の仕組みがあるか）。
- ・ 市民社会組織がどこまでそのメンバーに対して正統性を持っているか、どこまで代表性があるのか（会員は全ての人に開かれているのか、構成員の視点や関心事を組み込む努力がされているのか）。
- ・ どこまで持続可能性があるか（「ワンマンショー」になっているか、あるいは活発な理事会をもつ幅広い構成員からなる組織で明確な目的と達成目標を持っているか）。
- ・ 市民社会組織がどこまでその構成員・地域社会に関わりのある課題に焦点を当てているか。
- ・ どのように市民社会組織が財源やその他の資源を動員しているか。
- ・ 政府はどのように幅広い基盤を持つ労働組合や教会などと関係を作っているか。
- ・ 多様な社会的集団の出身者を持つ組織があるか、市民社会組織は比較的狭い社会集団を基盤に組織づくりを行う傾向があるか。

(2)分権化

- ※ 分権化は住民により選出された地方議会への権限委譲を伴っているか、それが伝統的な権力構造とどのように関わりがあるかなどを検証する必要がある。
- ・ 全国、地域、地方レベルの選挙により作られた機関の間の権限、責任、資源の配分のあり方が憲法、法律により明確に定義されているか。
- ・ 地方の選出された議会は、全国レベルから委譲された権限・責務に相応しい財政面、人員面での資源を有しているか。
- ・ 地方の行政は地方の政治組織により任命されており、それらに対して説明責任を有しているか。
- ・ 地方自治体が管轄地域で提供しているサービスは、効率的で平等（特定の政党、カースト、民族集団に特権を与えるなどの差別がないか）なものか。
- ・ どのような形態の行政的、財政的、政治的分権化が行われているか、そのような異なる形態の分権化についてどのような敵意や対立が存在しているか。

4. 良い統治

(1)国家予算

- ※ 国家財政は民主主義の物質的な基盤であり人権の実現にもかかわる。その配分の優先

順位や配分の決定手続きが重要となる。

- どのように予算が作成されているか。
- 予算が公開されていて、その内容を知ることが出来るか。
- 予算は議会の内外の公開された議論の対象になっているか。
- 地方で選出された政治家が予算の方向性についてどの程度の発言権を持っているか。
- 国家の財源のどの程度が社会部門に配分されているか（現在の経験則からは、少なくとも20%は社会部門への配分が期待される）。
- 国家の債務が予算と社会部門にどの程度の影響を与えているか。
- 政府が健全なマクロ経済を維持し、資源を人々中心でジェンダー配慮や子どもにやさしく（child-friendly）で貧困層のためのサービスや成長を維持しているか。
- 政府の支出が予算書に実際に基づいているのか。
- 支出は議会や市民に報告されているのか。

(2) 軍事費

- 軍事支出についての情報の公開。
- 軍事支出の対GNP比。
- 軍事支出の教育、医療などとの比較。

(3) 政府の財源

- 財源のあり方（援助国・機関、企業、融資機関、雇用者、農民等々）が政府の態度や財源提供者の意向の認識に影響を与えているか。
 - 全員が所得税を支払っているか、税金は累進課税かそうでないか、間接税か。
 - 税金のシステムは合理的・公正と考えられるか。
 - 政府の徴税業務についてどのように報告されているか。
 - 政府の最大の収入は何によるものか。
 - 政府のサービスは利用者の料金により負担されているか、その場合それがどのように貧困層の生活に影響を与えているか。
 - 報告されていない不明の収入源（例えば道路料金、乗り物税、国有企業からの収入など）が存在しているか、それが国家予算とともにさまざまな目的のために活用可能か。
- ※ 政府の財政支援は必要で有効な場合もあるが、それが不正義、不当な優先順位、誤ったマクロ経済政策などを生み出し強化する可能性もある。

(4) 透明性と説明責任・汚職

- 公職と個人の事業・家族の利害の分離がどの程度実効的にされているか。
- 公的部門の文書、決定、お金のやり取りにアクセスできるか、その監査が存在しているか（公的文書へのアクセスについての原則／権利）。
- 汚職に対処するための全国的な戦略があるのか、その実効性は？
- 政治権力に関わる独立した監視の機構があるか。とりわけ独立した行政監査機関が存在しているか。
- そうした機関が、訴訟を起こす権限を持っているか。誰に対して報告することになっ

- ているか。
- ・ 監査を容易にするための財務その他の情報へのアクセスが保障されているか。
 - ・ 選挙、候補者、議員などへの財政支出の規則・手続きが、個別の利益団体への従属を妨げる形になっているか。
 - ・ 大企業や経済界の利益の政策への影響のチェックがどの程度行われているか、それらが汚職への関与（海外における汚職も含め）をしていないか。

(5) 司法制度

※ 人権についての項目ですでに言及したが、良い統治という視点からも司法制度の独立は重要。

(6) 行政に関わる全体的な問題

- ・ もっとも貧しい人々は政府のサービスにアクセスできているか。
- ・ 保健医療や教育に関わる政策形成における女性や子どもを含めた人々の参加、影響はどの程度か。
- ・ 人々が政府が提供するサービスの質についてどのように考えているかを政府が把握し、対応しているか。
- ・ どの程度の政治的な分権が存在しているか
- ・ 分権化が貧困層をエンパワーするなどにより貢献をもたらしているか。
- ・ 行政の資源、お金・人員に関する決定などにおける対応した分権化が地方の政治機関に対して行われているか。
- ・ 政府機関・公務員が大臣、与党からどの程度独立しているか。
- ・ 公共部門での雇用はどのように行われているか、それは能力主義か縁故主義に基づくものか。
- ・ 公務員が当局の政策について批判的意見や留保の表明、議論への参加が可能か、労働組合への所属が認められているか。

【結論】

質的、量的質問項目と指標は、それぞれの関連性をふまえた上で分析し、全体の評価が包括的でバランスのとれたものとしなくてはならない。他にも、DAC参加型開発と良い統治に関するインフォーマルネットワークにおいて、1999年にいくつかの指標の提案が起草されている。さらに詳しくは、民主的ガバナンスについての地域アドバイザーに照会すること。

全ての民主的ガバナンスの側面で統一的な発展が起こることが期待できるわけではない。むしろ、分析により分野により一様でない発展が明らかになる見込みが高い。国別分析により、発展が明確な分野、領域や、発展が停滞したりより権威主義的な方向に進んでいる分野を明らかにすることが重要である。分析によりそうしたことが明らかになれば、スウェーデンが他の国とともに人権の尊重を含む民主的なガバナンスの促進を行うための基盤を明らかにすることができる。

参考資料 4

人権の原則、基準と関わるJICA環境社会配慮ガイドラインの項目

関連する内容	関連する部分	備考・関連する原則・基準など
<ul style="list-style-type: none"> ・国際的な人権尊重の潮流の認識 ・人権の原則の承認（基本的人権、民主的統治、参加、透明性、説明責任など） 	前文「世界人権宣言は、人権および自由を尊重し確保するために、すべての人民とすべての国が達成すべき共通の基準を定めている。」「以上の背景を踏まえ」ガイドラインを作成した。	人権基準一般、人権の原則一般
	1.1 理念「『環境社会配慮』は基本的人権の尊重と民主的統治システムの原理に基づき、幅広いステークホルダーの意味ある参加と意思決定プロセスの透明性を確保し、このための情報公開に努め、効率性を十分確保しつつ行わなければならない。」	人権基準一般、人権の原則一般
人権への配慮も含む環境社会配慮・人権状況の把握	1.3 (定義)「1. 『環境社会配慮』とは、・・・、非自発的住民移転、先住民族などの人権の尊重その他の社会への影響に配慮することをいう。」	先住民族の権利についての国際的議論、居住権、食料、医療、教育への権利など
	2.6 参照する法令と基準「2. JICA は、相手国および当該地方の政府などが定めた環境や地域社会に関する法令や基準などを遵守しているか、また、環境や地域社会に関する政策や計画に沿ったものであるかを確認する。」 「3. JICA は、環境社会配慮などに関し、日本、国際機関、地域機関、日本以外の先進国が定めている国際基準・条約・宣言などの基準やグッドプラクティスなどを参照する。相手国における環境社会配慮の法令などがそれらの基準やグッドプラクティスなどと比較検討し大きな乖離がある場合には、より適切な環境社会配慮を行うよう、相手国政府（地方政府を含む）に対話を通じて働きかけを行い、その背景、理由などを確認する。」	国際人権基準一般、とりわけ相手国が批准している人権条約
	2.7 社会環境と人権への配慮「2. JICA は、協力事業の実施に当たり、国際人権規約をはじめとする国際的人権基準の原則を尊重する。この際、女性、先住民族、障害者、マイノリティなど社会的に弱い立場にあるものの人権については、特に配慮する。人権に関する国別報告書や関連機関の情報を入手するとともに協力事業の情報公開を行い人権の状況を把握し、意思決定に反映する。」	国際人権基準一般
責務の明確化・責務を果たす能力強化の認識	1.2 目的「本ガイドラインは、JICA が行う環境社会配慮の責務と手続き、相手国政府に求める要件を示すことにより、相手国政府に対し、適切な環境社会配慮の実施を促すとともに、JICAが行う環境社会配慮支援・確認の適切な実施を確保することを目的とする。」	この表現は、人権実現についての責務に限られないが、「環境社会配慮」の内容には人権に関わる内容も含まれる。
	1.3 定義「8. 『環境社会配慮の確認』とは、事業概要、立地環境、環境や地域社会に与える影響、環境社会配慮に関連する相手国政府の法体系の枠組み、実施体制（予算、組織、人材、経験）、情報公開や住民参加の制度的枠組み、運用状況などの各種情報を確認し、相手国政府との協議、現地調査などを行い、プロジェクトについて適切な環境社会配慮が確保されるかどうかを判断することをいう。」	人権の原則・人権に基づくアプローチ「人権も含む『環境社会配慮』の責務の担い手の能力分析」
	2.7 社会環境と人権への配慮「1. 環境社会配慮の実現は、当該国の社会的・制度的条件および協力事業が実施される地域の実情に影響を受ける。JICA は、環境社会配慮への支援・確認を行う際には、こうした条件を十分に考慮する。特に、紛争国や紛争地域、表現の自由などの基本的自由や法的救済を受ける権利が制限されている地域における協力事業では、相手国政府の理解を得た上で情報公開や現地ステークホルダーとの協議の際に特別な配慮が求められる。」	市民的自由・政治的権利を実現する「責務の担い手」の能力を考慮した適切な事業実施を求めている。

<p>相手国政府への人権基準・原則保障の要請</p>	<p>別紙2 相手国政府に求める環境社会配慮の要件「1. 環境社会配慮に関して調査・検討すべき影響には、・・・人間の健康と安全への影響および自然環境への影響並びに以下に列挙するような事項への社会配慮を含む。非自発的住民移転などの人口移動、雇用や生計手段などの地域経済、土地利用や地域資源利用、社会関係資本や地域の意思決定機関など社会組織、既存の社会インフラや社会サービス、貧困層や先住民族など社会的に脆弱なグループ、被害と便益の分配や開発プロセスにおける公平性、ジェンダー、子どもの権利、文化遺産、地域における利害の対立、HIV/AIDSなどの感染症。」</p>	<p>人権基準「子どもの権利、先住民族の権利」「経済的・社会的・文化的権利」などに関連 人権の原則「非差別、公平性」に関連</p>
	<p>別紙2 相手国政府に求める環境社会配慮の要件・社会的合意「1. プロジェクトは、それが計画されている国、地域において社会的に適切な方法で合意が得られるよう十分な調整が図られていなければならない。特に、環境に与える影響が大きいと考えられるプロジェクトについては、プロジェクト計画の代替案を検討するような早期の段階から、情報が公開された上で、地域住民などの現地ステークホルダーとの十分な協議を経て、その結果がプロジェクト内容に反映されていることが必要である。」</p>	<p>人権の原則・「参加・説明責任」に関連</p>
	<p>別紙2 相手国政府に求める環境社会配慮の要件・社会的合意「2. 女性、子ども、老人、貧困層、少数民族など社会的な弱者については、一般に様々な環境影響や社会的影響を受けやすい一方で、社会における意思決定プロセスへのアクセスが弱いことに留意し、適切な配慮がなされていなければならない。」</p>	<p>人権の原則「社会的な弱者の参加の保障」</p>
	<p>別紙2 相手国政府に求める環境社会配慮の要件「1. 非自発的住民移転および生計手段の喪失は、あらゆる方法を検討して回避に努めなければならない。このような検討を経て回避が可能でない場合には、影響を最小化し、損失を補償するために、対象者との合意の上で実効性ある対策が講じられなければならない。 2. 非自発的住民移転および生計手段の喪失の影響を受ける者に対しては十分な補償および支援が、プロジェクト実施主体などにより適切な時期に与えられなければならない。プロジェクト実施主体は、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できるように努めなければならない。これには、土地や金銭による（土地や資産の損失に対する）損失補償、持続可能な代替生計手段などの支援、移転に要する費用などの支援、移転先でのコミュニティ再建のための支援などが含まれる。 3. 非自発的住民移転および生計手段の喪失に係る対策の立案、実施、モニタリングには、影響を受ける人々やコミュニティの適切な参加が促進されていなければならない。」</p>	<p>人権基準としては、非自発的住民対象者の「経済的、社会的権利」（居住、食料、職業、医療、教育）の保障に、人権の原則としては「参加・公正・非差別」に関連</p>
	<p>別紙2 相手国政府に求める環境社会配慮の要件「先住民族・プロジェクトが先住民族に影響を及ぼす場合、先住民族に対する国際的な宣言や条約の考え方に沿って、土地および資源に関する先住民族の諸権利が尊重されるとともに、十分な情報に基づいて先住民族の合意が得られるよう努めなければならない。」</p>	<p>人権基準「先住民族の権利」、人権の原則「参加・包含、説明責任」などに関連</p>
<p>参加・説明責任・透明性</p>	<p>1.4 環境社会配慮の基本方針「(重要事項4:協力事業の実施において説明責任を果たす) JICA は、協力事業の実施において説明責任と透明性を確保する。 (重要事項5:ステークホルダーの参加を求める) JICA は、現場に即した環境社会配慮の実施と適切な合意の形成のために、ステークホルダーの意味ある参加を確保し、ステークホルダーの意見を意思決定に十分反映する。参加するステークホルダーは、真摯な発言を行う責任が求められる。 (重要事項6:情報公開を行う) JICA は、説明責任の確保および多様なステークホルダーの参加を確保するため、環境社会配慮に関する情報公開を、相手国政府の協力の下、積極的に行う。」</p>	<p>人権の原則「参加」</p>

	<p>2.2 現地ステークホルダーとの協議</p> <p>「1. より現場に即した環境社会配慮の実施と適切な合意形成に資するため、合理的な範囲内でできるだけ幅広く、現地ステークホルダーとの協議を相手国政府が主体的に行うことを原則とし、JICA は協力事業によって相手国政府を支援する。</p> <p>2. JICA は、協力事業の初期段階において、現地ステークホルダーとの協議を行うための枠組みについて、相手国政府と協議し合意する。</p> <p>3. JICA は、意味ある協議とするために、プロジェクトの影響を直接受けると想定される住民に対して特に留意しつつ協議を行う旨を、相手国政府と共同で事前の広報により周知する。</p> <p>4. JICA は、カテゴリAについては、開発ニーズの把握、環境社会面での問題の所在の把握および代替案の検討について早い段階から相手国政府と共同で現地ステークホルダーとの協議を行う。少なくともスコーピング時、環境社会配慮の概要検討時および協力事業の最終報告書案が作成された段階において一連の協議を行う。</p> <p>5. JICA は、カテゴリBについても、必要に応じ、相手国政府と共同で現地ステークホルダーとの協議を行う。</p> <p>6. 協議を行った場合は、JICA は、相手国政府と共同で協議記録を作成する。」</p>	<p>人権の原則「参加」</p>
	<p>2.6 参照する法令と基準「4. JICA は、プロジェクトをとりまくガバナンスが適切な環境社会配慮がなされる上で重要であることに留意する。」</p>	<p>行政手続きの透明性、公正さなど</p>
<p>JICAの責務</p>	<p>2.1 情報の公開</p> <p>1. プロジェクトの環境社会配慮に係る情報公開は、相手国政府が主体的に行うことを原則とし、JICA は、協力事業によって相手国政府を支援する。</p> <p>2. JICA は、環境社会配慮に関し重要な情報を協力事業の主要な段階で、本ガイドラインに則って適切な方法で自ら情報公開する。</p> <p>3. JICA は、協力事業の初期段階において、情報公開が確実に行われることを担保するための枠組みについて、相手国政府と協議し合意する。・・・後略</p> <p>2.8 JICA の意思決定「3.このような対応を行っても、プロジェクトについて環境社会配慮が確保できないと判断する場合は、JICA は、協力事業を中止すべきことを意思決定し、外務省に提言する。環境社会配慮が確保できないと判断する場合」として想定されるものとしては、例えば開発ニーズの把握が不適切な場合、事業化されれば緩和策を講じたとしても深刻な環境社会影響が予測される場合、深刻な環境社会影響が懸念されるにもかかわらず影響を受ける住民や関係する市民社会組織の関与がほとんどなく今後も関与する見込みがない場合、事業が行われる地域の社会的・制度的な条件を勘案すれば環境社会影響の回避や緩和策の実施に困難が予想される場合などが考えられる。」</p>	<p>人権の原則「説明責任」</p>

出所：筆者作成。

参考文献

日本語文献

- 阿部浩己・今井直（1996）『テキストブック国際人権法』日本評論社
- 有賀貞編（1992）『アメリカ外交と人権』日本国際問題研究所
- ウェーバー、M.（1970）『支配の諸類型』創文社
- 勝間靖（2004）「開発における人権の主流化 - 国連開発援助枠組の形成を中心として」平和科学研究センター編『IPSHU研究報告シリーズNo.31 人間の安全保障論の再検討（2004）』広島平和科学研究センター、pp.85-111
- （2005）「人権アプローチの視点からみた「子どものエンパワメント」」佐藤寛編、アジア経済研究所
- 川村暁雄（1998）『Jacies Briefing Paper Series：持続可能な開発と国際援助：世界銀行の査閲パネルの機能と課題』「環境・持続社会」研究センター
- 佐藤寛編（2005）『援助とエンパワメント- 能力開発と社会環境変化の組み合わせ』アジア経済研究所
- 鷺見一夫（1994）『世界銀行-開発金融と環境・人権問題』有斐閣
- トマチェフスキー、カタリナ・宮崎繁樹・久保田洋監訳（1992）『開発援助と人権』国際書院
- 樋口陽一（1996）『一語の辞典-人権』三省堂
- （2004）『法律学体系 国法学・人権原論』有斐閣
- ヘンキン、L. 著、小川水尾訳、江橋崇監修（1996）『人権の時代』有信堂
- 松本悟編（2003）『被害住民が問う開発援助の責任-インスペクションと異議申し立て』築地書館
- ユネスコ・日本ユネスコ協会連盟「語録人間の権利」翻訳刊行委員会（1970）『語録 人間の権利』平凡社

欧文文献

- Appleyard, S. (2002) *A Rights-Based Approach to Development: What the Policy Documents of The UN, Development Cooperation and NGO Agencies Say*, OHCHR Asia-Pacific.
- Arts, K. (2000) *Integrating Human Rights into Development Cooperation*. Kluwer Law International.
- Center for Democracy and Governance (1998) *Handbook of Democracy and Governance Program Indicators: Technical Publication Series*. USAID.
- DAC (1997) *DAC Guidelines on Conflict, Peace and Development Co-operation*. OECD.
- Dias, C. J. (2003) “The Right to Development: Back on Center Stage Where It Belongs”, in Franciscans International ed., pp.117-130.
- DFID (1997) *Eliminating World Poverty: A Challenge for the 21st Century: White Paper on International Development*. Presented to Parliament by the Secretary of State for International Development by Command of Her Majesty.
- (1999) *Poverty Elimination and the Empowerment of Women*. DFID.
- (2000a) *Eliminating World Poverty: Making Globalization Work for the Poor: White*

- Paper on International Development. Presented to Parliament by the Secretary of State for International Development by Command of Her Majesty.
- (2000b) *Strategy Paper: Realising Human Rights for Poor People*. Department for International Development.
- (2000c) *Poverty and the Security Sector*. DFID.
- (2001) *Making Government Work for Poor People*. DFID.
- Fox, J. A. and Brown, L. D. eds. (1998) *The Struggle for Accountability : The World Bank, NGOs, and Grassroots Movements*. The MIT Press.
- Franciscans International ed. (2003) *The Right to Development: Reflections on the First Four Reports of the Independent Expert on the Right to Development*. Franciscans International.
- Freden, M. (1991) *Rights*. University of Minnesota Press.
- Gibbons, E. (2002) *UNICEF's Rights-Based Approach and PRSPs: Experiences, Synergies and Tensions*. at Poverty Reduction Strategies Learning Events: Democratizing Development: Deepening Social Accountability through PRSPs, 25th September 2002.
- Hijab, N. Weerelt P. V. and Darrow M. (2003) *Human Rights-Based Reviews of UNDP Programmes: Working Guidelines*, UNDP. June 2003, as available at <http://www.undp.org/governance/docshurist/030617Guidelines.doc>.
- Jonsson, U. (2003) *Human Rights Approach to Development Programming*. UNICEF.
- Norwegian Agency for Development Cooperation (2001) *Handbook in Human Rights Assessment*. Norwegian Agency for Development Cooperation.
- Norwegian Government (1999) *Report No. 21 to the Storting: (1999-2000), Focus on Human Dignity: A Plan of Action for Human Rights*. Norwegian Government.
- Norwegian Ministry of Foreign Affairs (2002) *Action Plan, Fighting Poverty: the Norwegian Government's Action Plan for Combating Poverty in the South towards 2015: Executive Summary*. Ministry of Foreign Affairs.
- (2004a) *Fighting Poverty Together: A Comprehensive Development Policy Report No. 35 (2003-2004) to the Storting*. Ministry of Foreign Affairs.
- (2004b) *Human Rights 2003: Annual Report on Norway's Efforts to Promote Human Rights*. Norwegian Ministry of Foreign Affairs.
- The Human Rights Council of Australia Inc. (1995) *The Rights Way to Development: A Human Rights Approach to Development Assistance*. The Human Rights Council of Australia Inc..
- HURIST Mission Team (2004) *Report to UNDP Philippines: Human Rights Programme Review*. UNDP.
- IAEA (2002) *IAEA Special Publication Series No. 2, Social Impact Assessment, International Principles*. IAEA.
- Isham, K. and Pritchett (1997) "Civil Liberties, Democracy, and the Performance of Government Projects" , The World Bank Economic Review. Vol. 11, pp. 219-242.
- Lawyers Committee for Human Rights and the Institute for Policy Research and Advocacy (1995) , *In the Name of Development: Human Rights and the World Bank in Indonesia: a joint report of the Lawyers Committee for Human Rights and the Institute for Policy Research*

- and Advocacy. Lawyers Committee for Human Rights and the Institute for Policy Research and Advocacy: New York.
- Moser, C. and Moser, A. (2003), *Moving Ahead with Human Rights. Assessment of the Operationalisation of the Human Rights Based Approach in UNICEF Programming*. UNICEF.
- Oxfam International (2004) *From Donorship to Ownership? Moving towards PRSP Round Two*. Oxfam International.
- Pais, M. S. (1999) *A Human Rights Conceptual Framework for Unicef*. Unicef.
- Piron, L. H. (2003) *Learning from The UK Department for International Development's Rights-based Approach to Development Assistance*. German Development Institute.
- (2004) *DFID Human Rights Review: A Review of How DFID Has Integrated Human Rights into Its Work*. Overseas Development Institute.
- Rich, B. (1995) *Mortgaging the Earth : The World Bank, Environmental Impoverishment, and the Crisis of Development*, Beacon Press: Boston.
- Rozga, D. (2001) *Applying a Human Rights Based Approach to Programming: Experiences of UNICEF*. Presentation Paper prepared for the Workshop on Human Rights, Assets and Livelihood Security, and Sustainable Development, London, UK 19th - 20th June 2001.
- Rubenson, B. (2002) *Issue Paper: Health and Human Rights*. Sida.
- The Sphere Project (2004) *The Sphere Project: Humanitarian Charter and Minimum Standards in Disaster Response* (revised version). The Sphere Project.
- Government of Sweden (1997) *The Rights of the Poor - Our Common Responsibility*, (skr. 1996/97:169)
- (1998a) *Democracy and Human Rights in Sweden's Development Cooperation: Government Communication* (skr. 1997/98:76).
- (1998b) *Human Rights in Swedish Foreign Policy: Government Communication* (skr. 1997/98:89).
- (2002) *Written Communication: A National Human Rights Action Plan - A summary* Skr.2001/02:83, Government of Sweden.
- Sida (1997) *Justice and Peace: Sida's Programme for Peace, Democracy and Human Rights*. Sida.
- (2001) *A Democracy and Human Rights Based Approach to Development Cooperation*. Sida.
- (2002) *Perspectives on Poverty*. Sida.
- , date not available, *Country Strategy Development: Guide for Country Analysis from a Democratic Governance and Human Rights Perspective*. Sida.
- Siddiq, O. *A Human Rights Approach to Poverty Reduction Strategies (Draft guidelines)*. at Poverty Reduction Strategies Learning Events: Democratizing Development: Deepening Social Accountability through PRSPs. 25th September 2002.
- Uvin, P. (2004) *Human Rights and Development*. Kumarian Press.
- United Nations Centre for Human Rights (1988) *Advisory Services and Technical Assistance in the Field of Human Rights (Human Rights Fact Sheet No. 3)*. United Nations.

- United Nations (1997) *A/51/950 “Renewing the United Nations: A Programme for Reform” - Secretary General’s Report United Nations*, 14 July 1997.
- (2001) *E/CN.4/2002/116, Advisory Services and Technical Cooperation in the Field of Human Rights, Report of the Secretary General*, 19 December 2001.
- (2002) *Common Country Assessment and United Nations Development Assistance Framework: Integrated Guidelines*, United Nations, 22 May 2002.
- United Nations Office of the High Commissioner for Human Rights (2002) *Draft Guidelines: A Human Rights Approach to Poverty Reduction Strategies*. OHCHR.
- (2003) *The Human Rights Based Approach to Development Cooperation-Towards a Common Understanding Among UN Agencies*.
- (2004) *Status of Ratifications of the Principal International Human Rights Treaties as of 09 June 2004*, OHCHR.
- UNDP (2003) *Report of The Second Interagency Workshop on Implementing a Human Rights-based Approach in the Context of UN Reform*. Stamford: USA, 5-7 May (2003) as available at UNDP HURIST website.
- (2004) *Human Development Report 2004: Cultural Liberty in Today’s Diverse World*. UNDP.
- UNICEF (2002) *Implementation Handbook for the Convention on the Rights of the Child (revised version)*. UNICEF.
- (2003) *The State of the World’s Children 2004*. UNICEF.
- Vivanco, J.M. (2002) *World Bank, PRSPs and Human Rights*. paper presented at Poverty Reduction Strategies Learning Events: Democratizing Development: Deepening Social Accountability through PRSPs, 25th September 2002
- World Bank (1997) *World Development Report 1997, The State in a Changing World*. Oxford University Press for the World Bank.
- (1998) *Development and Human Rights: The Role of the World Bank*. The World Bank.
- (2000) *Investigation Report: The Qinghai Project - A Component of the China: Western Poverty Reduction Project (Credit No. 3255-CHA and Loan No. 4501-CHA)*. World Bank.
- (2004a) *Governance and Human Rights: Overview*. World Bank, as available at <http://www.worldbank.org/ogsimpact/ghroverview.htm> on 14, April, 2004.
- (2004b) *A Sourcebook for Poverty Reduction Strategies (vol.1, 2)*. World Bank.

略 歴

川村 暁雄（かわむら あきお）

経 歴：大阪大学工学部環境工学科卒（1984年）、大阪大学大学院法学研究科修士課程修了（1989年）、神戸大学大学院国際協力研究科博士課程修了（2000年）、神戸大学学術博士号取得（2005年3月）。日本消費者連盟（1984-86年）、グリーンピース・ジャパン（1990-92年）、アジア・太平洋人権情報センター研究員などを経て、2000年より神戸女学院大学専任教員（国際関係論担当）として勤務。現在、文学部総合文化学科助教授。